

法整備支援に関するプロジェクト研究

カンボジアにおける法整備支援の軌跡 —民法・民事訴訟法等起草支援の経緯と方法論—

平成24年1月
(2012年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

産 公
J R
12-082

法整備支援に関するプロジェクト研究

カンボジアにおける法整備支援の軌跡
—民法・民事訴訟法等起草支援の経緯と方法論—

平成24年1月
(2012年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

序 文

国際協力機構（JICA）は、1990年代半ばよりベトナム国を皮切りに、法整備支援分野における技術協力を本格的に開始しており、その後、本分野における協力は、カンボジア国（以下「カ」国）、ラオス国、ウズベキスタン国、インドネシア国、中国、モンゴル国に広がり、近年では、ネパール国や東ティモール国など復興国からの支援ニーズにも対応しています。

中でも「カ」国に対する支援は、ポル＝ポト政権時代以降、社会生活上の法律関係を一般的に定めた基本法が存在しない特殊な状況の下、市民間の権利関係を定めた基本法である民法、及び、市民間の民事紛争を解決するための基本的な手続規定である民事訴訟法の法案起草を全面的に支援した他に類のない協力でした。そして、およそ10年にわたる支援の結果、民事訴訟法は2006年に公布、2007年に適用開始され、民法については、2007年に公布、2011年12月に適用開始となりました。

両法律の起草の背景や日本・「カ」国合同起草作業のプロセスは、今後、両法律を運用するにあたって参考になるものであり、それらを資料として整理し、関係者間で共有することは、今後の「カ」国に対する支援実施の参考資料として有効であると考えます。また、法整備支援や国際開発に携わる関係者にとっても、これまでの協力の方法論を整理し、今後、法整備支援の質を向上させ、また、特に紛争経験国からの法整備支援のニーズにどのように応えていくかを検討するにあたり、10年の経験をもつ「カ」国の事例を整理することは、大いに意義があるものと考えます。

このような背景から、本プロジェクト研究では、JICAのこれまでの「カ」国における法整備支援の経緯、方法論について、現地調査及び文献調査の結果をもとに、整理し、その結果を本報告書に取りまとめました。やや専門的な内容も含まれるものの、本プロジェクト研究報告書が、「カ」国における法整備支援協力についての理解を広めるため、また今後、法整備支援を進める上で、より一層の改善に向け、関係者間で議論を深めるための一助となれば幸いです。

本プロジェクト研究は、現カンボジア民事訴訟法作業部会及び不動産登記実務アドバイザーグループの委員であり、長期専門家としても長年プロジェクトに携わってこられた坂野一生氏に委託した調査の結果をもとにとりまとめたものです。調査の実施にあたっては、日・「カ」国双方の多くの方々にご協力いただきました。本プロジェクト研究にご尽力いただきました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2012年1月

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部 部長
桑島 京子

略 語 表

ADB	Asia Development Bank	アジア開発銀行
CDC	Cambodia Development Council	カンボジア開発評議会
CIDA	Canada International Development Agency	カナダ国際開発庁
CIM	Centre for international Migration and Development	ドイツ国際移民開発センター
DV	Domestic Violence	家庭内暴力
EWMI	East West Management Institute	(アジア開発銀行と契約を締結していたコンサルタント会社名)
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit)	ドイツ開発公社
LMAP	Land Management and Administration Project	土地管理行政プロジェクト
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MoU	Memorandum of Understanding	協定書
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリクス
R/D	Record of Discussion	合意文書
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
Unicef	United Nations Children Fund	国連児童基金
WTO	World Trade Organization	世界貿易機構

目 次

序文
略語表

序章 本プロジェクト研究の概要	1
第1章 プロジェクト開始前～開始まで（1997年度・1998年度）	4
1-1 背景——カンボジアの司法制度・法制度の概況	4
1-2 協力する法分野の絞り込みに関する議論	5
1-3 日本側の支援体制に関する議論	7
1-4 短期専門家等による調査	7
第2章 プロジェクト1年目・2年目（1999年度・2000年度）	9
2-1 ワークショップ等における議論：民法	9
2-2 ワークショップ等における議論：民事訴訟法	16
2-3 日本側の支援体制に関する議論	18
2-4 関連法令（案）との調整に関する議論	19
2-5 司法省の組織に関する事項	21
第3章 プロジェクト3年目及び延長フェーズ（2001年度・2002年度）	23
3-1 ワークショップ等の経緯	23
3-2 用語確定会議における議論	26
3-3 プロジェクト活動についての議論	29
3-4 大臣会議（閣僚評議会）への両法案の提出（2003年6月）	29
第4章 大臣会議（閣僚評議会）に提出された両法案の概観	31
4-1 民法	31
4-2 民事訴訟法	32
第5章 法律概念，法律用語，翻訳上の問題	36
第6章 フェーズ2開始まで（2003年4月～2004年3月）	37
第7章 フェーズ2（2004年4月～2008年3月）	39
7-1 民法と土地法との調整	39
7-2 民法と担保取引法との調整	43

7-3	民事訴訟法関連法の整備及び民事訴訟法適用前後の活動	43
7-4	民法適用法の起草	47
7-5	他法案との関係	48
7-6	普及活動（新法理解教育）	53
第8章	まとめ	55
附属資料		
1.	ワーキンググループメンバーリスト	63
2.	カンボジア主要法令成立年表	64

序 章 本プロジェクト研究の概要

1. 本プロジェクト研究の背景と目的

JICAは、1990年代半ばより法整備支援分野における技術協力を本格的に開始し、カンボジアに対しては、1996年から技術協力プロジェクトとしての協力を開始したベトナムに続いて、1999年より技術協力プロジェクトを開始した。その後、本分野における協力は、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国、モンゴルに広がり、近年では、ネパールや東ティモールなど復興国からの支援ニーズにも応えている。

カンボジアに対する支援は、1997年から準備調査を開始し、1999年から重要政策中枢支援「法制度整備」（1999年3月～2003年3月）を通じて、民法・民事訴訟法草案の起草支援を行った。日本・カンボジアの双方にて起草チームを設置し、民法・民事訴訟法起草作業を通じて議論を行う協力形態をとり、2003年3月に両法の草案が完成した。その後、「法制度整備プロジェクト（フェーズ2）」（2004年4月～2008年4月）において両法案の立法化支援（閣議及び国会審議通過のための支援）及び附属法令起草支援を行った結果、民事訴訟法は2006年に公布、2007年に施行され、民法については、2007年に公布、2008年に施行され、2011年12月に適用が開始された。両法がカンボジア国内において適切に運用されるために必要となる関連法令の起草や両法の普及活動の支援を行うために、「法制度整備プロジェクト（フェーズ3）」を2008年4月から2012年3月まで実施している。

ポル＝ポト政権時代以降、カンボジアには社会生活上の法律関係を一般的に定める民法と呼べる基本法がなく、婚姻及び家族に関する法律、契約及びその他の責任に関する政令一法38号、及び1992年と2001年の各土地法¹の実体規定があるのみであった。このため、市民にとっては「民法」そのものが新しい概念であり、民法、民事訴訟法において使用されている概念には法律家や司法省職員にとっても馴染みのない新しい概念が含まれている。かかる状況の下、両法律の起草の背景やこれまでの日本・カンボジア合同起草作業のプロセスを資料として整理し、関係者で共有することは、今後、カンボジアに対する法整備支援を実施する上での参考資料として有用である。

一方、日本国内においては、平成20年1月の第13回海外経済協力会議において、法整備支援を経済協力の重要分野の一つとして戦略的に進めていくことが

¹ 2001年土地法の施行により1992年土地法が全面的に廃止されたか否かについては議論がある。2001年土地法267条は、カンボジアの多くの法律と同様、「この法律に反するすべての規定は廃止する」と定めており、2001年土地法により改廃される規定が特定されていないため、2001年土地法に反しない1992年土地法の規定はなお有効であるという解釈もありうる。

合意され、これに基づき翌年「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。今後、JICAが法整備支援の質を向上するためには、これまでの協力の方法論を整理することが重要であることに加え、今後、紛争経験国からのニーズに適切に応えていくためにも、紛争経験国に対する法整備支援として10年の経験を持つカンボジアの事例を整理する意義は大きい。また、これまでの10数年間のJICAの法整備支援において、カンボジアに対する協力のように、民法・民事訴訟法という国の基本法の起草を全面的に支援した例は他にない。したがって、本調査は、カンボジアに対して、約10年かけて行われた基本法の起草支援の経緯、方法論を整理することを目的としている。

2. 本プロジェクト研究の実施方法

本研究においては、1990年代前半から国連カンボジア暫定行政統治機構（UNTAC）の選挙部門に国連ボランティアとして、またNGO活動等を通じてのカンボジア滞在を経て、カンボジアに対する法整備支援開始の初期段階から、法制度整備プロジェクトにJICA長期専門家及び民事訴訟法部会²の委員等として長年関わり、クメール語にもカンボジア法にも通じた坂野一生氏に文献調査及び現地調査を委託した。

JICA産業開発・公共政策部、JICAカンボジア事務所、カンボジア王国司法省内のプロジェクト事務所に保管されている資料をもとに、外部の関係機関（日本国法務省、財団法人国際民商事法センター、カンボジア司法省、関係ドナー等）からも適宜必要な資料を追加収集しつつ、1997年の重要政策中枢支援「法制度整備」準備段階から、2008年3月の法制度整備プロジェクト（フェーズ2）終了時までの、民法・民事訴訟法の起草に関する議論（日本側起草支援グループにおける議論だけでなく、カンボジア側の起草グループにおける議論も含む）、他省庁管轄法案等との調整の経緯、及び附属法令の起草に関する議論をはじめとする、JICAのカンボジアにおける起草支援の経緯、方法論に関する情報収集・整理した右委託調査の結果を、報告書として取りまとめたものである。

3. 本報告書の構成

本報告書は、全7章から構成されている。

第1章では、カンボジアにおける協力開始時の法・司法制度の概況と、カンボジアに対する法整備支援開始までのプロセスについて、プロジェクト開始前

² プロジェクトを日本国内から支援する国内支援委員会として、民法起草支援等を行う民法部会とともに、民事訴訟法起草支援等を行う民事訴訟法部会は1998年度に結成された。また、プロジェクトフェーズ3においては、両部会に加え、不動産登記省令起草に対する実務的観点からのアドバイスの提供等を目的に不動産登記アドバイザーグループが2009年に結成され、現地でのプロジェクト活動推進を支援した。

の準備期間の活動も含めて記述する。

第2章及び第3章では、1999年から開始したプロジェクトの前半2年間、後半2年間における起草作業について、日本・カンボジア双方の体制や議論、直面した課題なども含めて、それぞれ詳述する。

第4章では、最終的に全大臣が一堂に会して開かれる、日本の内閣にあたる閣僚評議会に提出された民法・民事訴訟法両法案の概観について、主要なポイントを整理するとともに、第5章では、法律概念や用語、翻訳に関する困難や対応について触れる。

第6章及び第7章では、フェーズ2における活動について、プロジェクトフェーズ1終了後、フェーズ2開始までの間に生じた1年間のプロジェクト空白期間も含め、主に他の関連法令との調整について詳述する。

なお、既述のとおり、本プロジェクト研究は、1997年の重要政策中枢支援「法制度整備」の実施準備段階から2008年の法制度整備プロジェクト（フェーズ2）終了までの支援を対象としたものである。

第 1 章 プロジェクト開始前～開始まで（1997 年度・1998 年度）

1-1 背景——カンボジアの司法制度・法制度の概況

カンボジアの司法制度において、司法権は、最高裁判所その他すべての部門及び審級の裁判所に付与されている（カンボジア王国憲法第 128 条）。司法裁判権を行使するのは、主に上告事件を審理する最高裁判所、主に控訴事件を担当する控訴裁判所、原則として第一審裁判所である始審裁判所が中核で、これらに軍事犯罪の第一審を担当する軍事裁判所が加わる。最高裁判所及び控訴裁判所は、プノンペンにそれぞれ一ヶ所ずつ設置され、始審裁判所は、原則として首都及び各州³に置かれている。また、軍事犯罪の第一審裁判所としてプノンペンに一ヶ所設置されている軍事裁判所のほかは、特別の事物管轄等を有する特別裁判所は存在しない（ただし、商事事件についての第一審裁判所として商事裁判所を設置しようとする動きがあり、商業省が商事裁判所法案を起草中、また 1975 年から 1979 年までの民主カンプチア政権時代の虐殺等については、国際連合との合意及び特別法に基づき特別法廷が設置されている）。

カンボジアの近代的司法制度は、フランス植民地時代に構築されたものが、1953 年の独立後もほぼそのままの形で継承されたが、1975 年の民主カンプチア政権樹立とともに全面的に廃止された。現在の司法制度は、1975 年以前の制度を基礎にしているものの、従前の制度と連続性のあるものではなく、基本的には 1979 年以降にゼロから再建されたものである⁴。具体的には、1980 年の「裁判所の組織及び権限に関する人民革命評議会令第 1 号」により州及び特別市に始審裁判所が設置され、裁判規範として同年に「犯罪とその処罰に関する人民革命評議会令第 2 号」が刑事法として定められた。また、1982 年には「人民裁判所及び人民検察庁の設置に関する法律」が公布されている。

1981 年に公布、施行されたカンプチア人民共和国憲法においては、人民参審員制度が導入され（カンプチア人民共和国憲法第 82 条）、州・市人民裁判所においては、職業裁判官 1 名及び人民参審員 2 名で裁判体を構成することとなった。司法の独立はなく、同憲法第 60 条において、国会の常設機関である国家評議会が、「裁判所の判決及び権限行使を指揮、監督すること」ができるとされた。刑事手続については、前述の 1980 年の人民革命評議会令第 1 号の後、1986 年に

³ カンボジアの行政区画は、1979 年以降再編を繰り返している。始審裁判所は、従前は「州一市人民裁判所」という名称であり、1993 年の裁判所構成法により「州一市裁判所」と名称変更されたものの、その後の行政区画の再編により、現在の行政区画と一致するものではなく、そのため「始審裁判所」と呼称されるようになったが、上記裁判所構成法はいまだ改正されていないため、始審裁判所という名称は法律に基づくものではない。

⁴ 詳しくは、四本（2002）61-79 ページを参照。なお、本稿において言及しているカンボジア王国以前の法律及び司法制度は、カンプチア人民共和国及びそれを承継したカンボジア国におけるもの限定しており、国連の議席は有していたものの国土を実効支配せず、タイ国境地帯でゲリラ活動を続けていた民主カンプチア連合政府支配地域におけるものは考慮に入れていない。

は「逮捕、拘禁、勾留、釈放及び住居、財産、身体の捜索に関する法律第 27 号」が公布され、さらに 1981 年憲法の「漸進的に社会主義に前進する」という文言を削除して、私有経済と土地の私有を認めたカンボジア国憲法が 1989 年に採択されると、その直後に刑事訴訟法が制定された。この 1989 年刑事訴訟法の下においては、従前の人民参審員の制度は存続することとなった。一方、民事の判決手続については、2006 年に公布、2007 年に適用⁵された民事訴訟法以前は、1984 年に発出された「民事手続についての指導に関する司法大臣通達 04/84 号」が、ほぼ唯一の根拠法令であり、刑事手続に関する法令が事実上準用されていた。また、1989 年憲法においても司法の独立は確立されず、第 48 条において、国会は、「人民最高裁判所及び人民最高裁判所所属最高検察庁検事総長を任命又は罷免すること」ができると定めていた。なお、最高裁判所は 1985 年に設置されたものの、州・市裁判所の判決に対する不服申立ては、司法省に対してなされることが多く、あまり機能していなかった⁶。

1992 年にはカンボジア国政権により「民事判決の執行に関する法律」が制定され、国連暫定統治下において最高国民評議会により「カンボジアにおける暫定統治期間中に適用する司法、犯罪及び刑事手続に関する規定」が施行された。また、カンボジア国政権は、1993 年に「裁判所構成法」、「刑事訴訟法」及び「訴訟費用に関する法律」を採択した。なお、「裁判所構成法」及び「刑事訴訟法」においては、人民参審員制度は採用されず、従前の制度が廃止されて、職業裁判官のみによる刑事裁判手続を採用することとなった。

1993 年に採択・公布されたカンボジア王国憲法により、司法官職高等評議会、憲法院が新たに設置された。前者は、裁判官・検察官の人事・懲戒権を有し、後者は、違憲立法審査権及び選挙に関する紛争に関する管轄権を有する。

1-2 協力する法分野の絞り込みに関する議論

重要政策中枢支援「法制度整備」は、1999 年 3 月に合意文書 (Record of Discussion: R/D) が締結されて始まったが、それに先立って 1997 年 12 月より短期専門家として派遣され、予備調査が行われた。調査結果については四本 (1998) に詳細な記載がある。なお、この調査実施に先立ち、日本において「カンボディア重要政策中枢支援／法制度整備に関する会合」が 3 度開かれ、支援を行う方針が検討されていた。当時司法省においては、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の起草作業を行っており、フランスがこれを支援していたものの、フランスの支援は刑法及び刑事訴訟法に力を入れたものであり、民法につ

⁵ 日本では「施行」というべきところであるが、カンボジアにおいては、法律は、国王によって公布された後、一定期間を経て施行されることが憲法に定められているために、実際に法律を使い始めるために、「適用」という概念を用いている。

⁶ Koy, Neam (1998), p. 11

いてはフランス公証人協会の作成した相続法の草案が、民事訴訟法についても1997年に起草された草案が存在したものの、予備調査の時点ではいずれもフランス側の優先度は低く位置づけられていた⁷。しかも、フランスは、1997年6月以来、司法省常駐の専門家は派遣せず、起草作業は停止状態にあった。そこで、司法省は日本に対し、民法については相続法草案を参考にしつつも一からの起草を、民事訴訟法については既存の草案をたたき台にして起草作業の継続支援を要請した。

1998年2月、民法部会長である森嶋昭夫名古屋大学名誉教授を団長とする事前調査団が派遣され、司法省及びカンボジア開発評議会(CDC)と協議を行った。協議の中で司法省から出された要請は以下の通り。

- ・ 民法起草支援
- ・ 民事訴訟法草案のファイナライズ支援
- ・ 契約及びビジネスに関する諸法令の起草支援
- ・ 裁判所及び検察の行政組織への支援
- ・ 裁判官、検察官、弁護士及び他の法律職に対するトレーニングへの支援
- ・ 法学教育及びリーガルリサーチに関する支援
- ・ 市場経済に関連する法的機関及び法律に関する情報提供

上記要請を受け協議がなされた結果、日本からの支援は民商事法に関連する事項に限定することとなり、この点が締結された覚書(Memorandum of Understandings: MoU)において確認され、R/D 締結に向けての準備が行われることとなった。

問題は民事訴訟法の取扱いであった。1997年にフランスの支援により起草された民事訴訟法草案は、条文数が400あまりで、訴訟手続に加えて仲裁に関する規定を含んだものであったが、司法省の一部からはカンボジアの現状に合わないのではないかという批判があった。司法省のリー＝ヴーイッレン次官(当時、以下同様)⁸は、チャエム＝スグオン大臣の指示でフランス語の草案を自ら検討し、クメール語訳したものの検討を控訴裁判所の裁判官らに依頼していたが、後者の検討作業は遅々として進まず、実質的な議論もなされていなかった⁹。そのため1999年3月に締結されたR/Dにおいては、MoUに記載のあった「ファ

⁷ 四本(1998)2ページ

⁸ 当時の司法省の政治任命ポストは、カンボジア人民党のチャエム＝スグオン大臣、同党のリー＝ヴーイッレン次官(Undersecretary of State)及びフンシンペック党のウック＝ヴィトン長官(Secretary of State, 1998年から2001年まで大臣)という人事であったが、1997年7月の政変以来、1998年7月の国民議会議員選挙後までウック＝ヴィトン長官はカンボジアを出国していた(四本(1998)6ページ、坂野(1998)6ページ)。なお、1998年の組閣により、それまでSecretary of Stateが1人、Undersecretary of Stateが1人という体制から、それぞれ2人、5人という体制に拡大したため、1999年のプロジェクト開始以降は、Secretary of Stateを「次官」、Undersecretary of Stateを「次官補」としている。

⁹ 坂野(1998)5ページ。

イナライズ」の文言を削除し、フランスの支援による草案をもとにすることなく、一から民事訴訟法を起草することで合意を見た。

上述の R/D に記載されている支援の内容は次の通りである。

- ・ 民法起草支援
- ・ 民事訴訟法起草支援
- ・ 民法・民事訴訟法に関する諸法令の起草支援
- ・ 裁判所及び検察の行政組織への支援
- ・ 裁判官、検察官、弁護士及び他の法律職に対するトレーニングへの支援
- ・ 法学教育及びリーガルリサーチに関する支援
- ・ 市場経済に関連する法的機関及び法律に関する情報提供

上記支援内容のうち、質・量ともに主要な部分を占めていたのが、民法及び民事訴訟法の起草支援であるが、それ以外の部分が後に形成されるフェーズ 2 以降のプロジェクト、裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト及び弁護士会司法支援プロジェクトの布石となっている。

1-3 日本側の支援体制に関する議論

プロジェクト準備段階では、事前調査に先立って行われた 3 回の「カンボジア重要政策中枢支援／法制度整備に関する会合」以後、調査団や短期専門家の帰国報告会等が開催され、1998 年 11 月には国内支援委員会が正式に発足した。また部会方式による起草作業方針が当初から予定されていたため、1998 年 12 月には民法作業部会、1999 年には民訴法作業部会の第 1 回会合がそれぞれ開催されている。

1-4 短期専門家等による調査

プロジェクトの正式開始前には、短期専門家による予備調査、短期専門家による事前調査、JICA カンボジア事務所の在外専門調整員による情報収集・分析、短期専門家による事前調査Ⅱが行われ、それぞれの作業結果が報告書としてまとめられている。これらの報告書の中で述べられ、または前提とされているのは、カンボジア司法省の組織が脆弱であるという問題である¹⁰。また、カンボジア法曹の法的な基本原則に関する理解度の特殊性については桜木（1998）、桜木（1999）に詳しい。このときすでに物権と債権の峻別、要件の存否と立証の可否の間の混同、夫婦共有財産制、刑事訴訟における附帯私訴、調査裁判（予審）制度、判決の効力等について、民法・民事訴訟法起草の際に焦点となるであろうことが指摘されている¹¹。

¹⁰ 四本（1998）6 ページなど。

¹¹ 桜木（1998）8-20 ページ及び桜木（1999）6-8 ページ。

特筆すべきなのは、この段階で 1992 年に公布された土地法を全面改正する新土地法草案の起草がアジア開発銀行の技術協力によりすでに始まっており、1998 年には第 2 稿が存在していたことである¹²。さらに、この草案第 2 稿に付されたアメリカ人専門家によるメモには、「本草案の実体法部分については将来的には民法に移行すべき」という記述がある¹³。

¹² 坂野（1998）3 ページ及び桜木（1999）5 ページ。

¹³ 坂野（2007）123 ページ。

第 2 章 プロジェクト1年目・2年目（1999年度・2000年度）

2-1 ワークショップ等における議論：民法

<第1回民法ワークショップ（民法と経済法、物権と債権、民法編別構成）>

1999年2月のJICA本邦研修においてカンボジア側研修員（団長：ティ＝ネン 民刑事局長）と民法作業部会、民事訴訟部会との懇談会がそれぞれ行われ、同年3月5日のR/D締結を経て、3月22・23日に現地カンボジアにて第1回民法ワークショップ及び第1回民事訴訟法ワークショップが同時開催された（最初の2時間あまりは合同のワークショップ）。

民法については、民法と経済法との関係、物権と債権の相違、カンボジア民法典の編別構成について議論がなされた。このうち、編別については、基本的に1920年の旧民法に見られるインスティトゥティオネス体系¹⁴を基本とする方向で議論が終始した。しかしながら、インスティトゥティオネス体系においては、物権と債権の峻別が困難なことから、今後の検討課題として残された。また、当初は国際私法及び知的財産権に関する規定を民法典の中に盛り込みたいという強い希望がカンボジアから出される¹⁵とともに、戸籍（Civil Registration）についても法整備が急務だという指摘がなされたため、これらについても検討することとなった。ワークショップ後、4月に行われたカンボジア側の議論においても、総則・人・物・債務・知的財産権及び技術移転・国際私法という6編構成の編別が、民法の起草方針として暫定的に決められている。なお、家族法分野については、予備調査・事前調査の段階では早急に整備が必要とされていたものの、起草のためには現状の調査が必要であることから、2年目以降に起草作業に入ることが確認された。親族・相続については、インスティトゥティオネス体系では人編に組み入れられるべき規定であるが、別箇の起草スケジュールを早い段階で決めたことがそれぞれ独立した編構成になる契機となった。

<第2回民法ワークショップ（不動産物件）>

7月の第2回民法ワークショップでは上記の編別構成を確認した上で、不動産物権についての議論を行った。編別については、初めて日本側よりカンボジア側に債務担保編を創設してはどうかという提案がなされ、議論がなされた。旧民法では質権、抵当権に関する規定が担保契約の一類型として債務編に置かれていたのを、（担保）物権として債務編から外すという点が重要である。また、

¹⁴ 規定を「人、物、行為」の3種に分けるいわゆるユスティニアヌス法典に由来する法学提要方式。

¹⁵ 1995年に公布されたベトナム民法典の第6編・第7編がそれぞれ「知的財産権及び技術移転」・「国際私法」についての規定であることから、ベトナム留学経験のあるカンボジアの裁判官らから要請が出された。

テーマに関連する省庁等からの参加を促したところ、国土管理都市計画建設省からシエク＝ヴァナ土地登記局次長以下3名、土地法草案に対するNGO等からの意見のとりまとめを行っていたOxfam GBのショーン＝ウィリアム氏等がワークショップに参加した¹⁶。ここでも起草中であった新土地法草案の中の私法の実体規定については、民法に入れるべきものだとされ、土地法草案の規定の中で本来民法が定めるべきものを抽出していく作業をする必要があるという合意がなされた。なお、この時点では、日本側は、不動産の物権変動について登記を効力要件とする規定を提案していた。ただし、ワークショップの時点では、所有権安堵（原所有権の登記）がなされた土地は皆無であり、カンボジア独特の（特別）占有権¹⁷の登記及び（特別）占有証明書の発行のみがなされていた中で、所有権の保存登記済みの不動産上の物権変動について行った議論の内容を、カンボジア側がどれほど理解していたかという点は定かではない¹⁸。日本側が効力要件主義を提案した背景には、カンボジア側が不動産登記制度を近く整備できるという見通しを持っていたこと、すなわち、比較的早い段階で原所有権の認定が行われ、それ以後は未登記の土地がほとんどなくなるという予測を前提にしていた事情があったものと思われる。日本側のこの姿勢は、個々の条文の起草に着手していなかった2000年前半になっても維持され、同年5月には、改正土地法の物権変動に関する規定について、効力要件主義の採用を明らかにするようコメントを提出している¹⁹。

<第3回民法ワークショップ（法人、国際私法、戸籍）>

第3回民法ワークショップは法人・国際私法・戸籍をテーマに1999年8月に行われている。法人については、日本側の示した骨子案に対し、カンボジア側もおおむね合意したため大きな議論にはならなかったが、戸籍（Civil Registration）については単一帳簿方式か複数帳簿方式かをめぐって大きな議

¹⁶ なお、1999年度、2000年度の民法ワークショップには、司法省と密接な関係のある裁判所はもちろん、国土管理都市計画建設省だけでなく、商業省、経済財務省、カンボジア開発評議会、国民議会立法委員会、カンボジア王国弁護士会、国連人権高等弁務官事務所、NGO等からも広く参加者を集めている。個々の規定の起草に入る前に関係者から広く意見を聴取できたことが、不完全にしか行えなかったとされている慣行調査による情報不足を補ったと言える。

¹⁷ この語は、クメール語では単に「占有」であり、後に民法で規定する通常の意味における占有と、所有権安堵を待っている状態の特別な「占有」との間で用法に混乱が存在している。民法典においては、民法の定める占有については、土地法の「占有」とは別の語を用いて区別しているが、（特別）占有権証明書の方は、土地法で用いられている「占有」の語でなく、民法と同じ占有の語を名称中に含んでとしていることが混乱を複雑化させていると思われる。

¹⁸ 当時の状況における未登記の不動産及び（特別）占有権証明書が発行された不動産についての取引と嚴格に区別をせずに議論が行われていたことが、ワークショップ議事録から推察されるため。

¹⁹ このコメントは、閣僚評議会担当上級大臣宛に提出された。1999年5月当時、改正土地法の起草を担当していた土地登記局は、後述のようにすでに国土管理都市計画建設省の所管となっていたが、改正土地法起草に関しては、同省ではなく、閣僚評議会が直接イニシアティブを取っていたことが分かる。

論になった。ただ、戸籍事務を担当する内務省が当時戸籍に関する政令²⁰を起草中であつたにもかかわらず、内務省からの参加がなかったため、議論がその後の戸籍法制に反映されることはなかった。国際私法については、司法省内部では抵触法規の形式を採る方向の議論が優勢を占めた。なお、戸籍と国際私法については、具体的な起草作業に入るギリギリまで議論が分かれたが、前者は内務省の所管であること、後者については、限られた時間の中で、既存の個別の国際私法規定の存否を確認し、それらを調整した上で包括的な国際私法規定を定めることがほぼ不可能に近かつたため、民法典に含めるのを断念することとなった²¹。

<第4回民法ワークショップ（債務、債務担保、契約各則）>

第4回の民法ワークショップは債務編・債務担保編、契約各則をテーマに11月に開催された。担保物権については依然として旧民法に見られるように債務編に置くという意見も根強くだされたが、保証等とあわせて債務担保編を設けるという点についても一定の理解が得られ、以後検討することとなった。また、意思表示・法律行為（成立した民法では「行為」）については、総則編ではなく、債務編で規定することも明らかにされた。なお、この段階では、意思表示・法律行為という概念ではなく、合意（consentement）・契約という概念で整理をすることで議論が一致している。これらが、契約を中心にした総則規定を設ける基礎となった。その反面、単独行為について正面から規定されないという結果にもつながった。契約各則については、典型契約についての規定を置くことに合意が得られたほか、売買及び賃貸借についての議論がなされた。売買については、再び不動産の売買契約について認証を効力要件とするか否かという点及び他人物売買の有効性に議論が集中した。しかし、前者については、認証以前の契約締結上の義務についての議論がなされず、十分な検討がなされなかった。他人物売買については、契約及び契約外責任に関する政令—法第38号が無効としていたが、これを無効としないという考え方に対し、反発はあったものの一定の理解を得た。

<第5回民法ワークショップ（物権担保、人的担保）>

2000年3月に開かれた第5回民法ワークショップでは、物的担保・人的担保

²⁰ 戸籍に関する政令第103号として2000年12月に制定された。同政令は出生・婚姻・死亡につきそれぞれ独立の帳簿を作成する複数帳簿方式を採用したが、帳簿間を繋ぐための制度は設けていないため、個人の身分を超えて兄弟姉妹や子以外の直系卑属、父母以外の直系尊属等の関係が明らかにならないという欠点を有している。

²¹ その後、内務省起草の戸籍に関する Sub-decree や社会福祉職業訓練青年更生省起草の国際養子縁組法に対して個別のコメントを行うことになった。

についての議論と家族法についての最初の聞き取り調査が行われた。このときの議論において、債務担保編を設けて物的担保及び人的担保についてまとめて規定するという方針がほぼ固まった。

また、根質・根抵当について初めてカンボジア側に紹介されたものの、ごく一部のカンボジア側が理解するにとどまった。また、テーマとは直接の関係はないものの、不動産をめぐる、土地と建物の関係をどのように整理するかという議論が白熱したが、結論は出されず当面は従前のまま建物は独立の不動産としては認めないという方針で起草を進めることになった。人的担保については特筆すべき議論はあまり見られなかった。家族法関連の聞き取りについては、婚約の規定を設けるか否か、協議離婚を認めるか否かの二点に議論が集中した。

2000年度に入ると、プロジェクト1年目における意見交換を受け、本格的な起草作業が始まった。なお、プロジェクト開始段階では、起草にあたっては日本側とカンボジア側で基本的な骨子案を確認した後に、カンボジア側が条文案の作成をすることが予定されていたが、カンボジア側の人材の層が薄かったために、日本側が要綱試案を作成するという方針に転換した。プロジェクト2年目においては、要綱試案という形で民法の全体像を示すことに目標が置かれた²²。そのため、ほぼ毎月のペースでワークショップが行われた。すなわち、4月と2001年3月を除くすべての月において計9回のワークショップと1回のJICA本邦研修が実施された。これにより起草のスピードは上がったものの、過密なスケジュールでワークショップが行われたため、議論すべき内容を事前に余裕をもってカンボジア側に提示することができず、カンボジア側では事前検討の時間が充分に取れなかった上に、ワークショップ後のフォローアップも適切に行えないという弊害ももたらした²³。

<第6回民法ワークショップ（人的担保）>

まず5月には人的担保をテーマに第6回ワークショップが開かれた。保証に関しては、このワークショップで要綱試案の内容がほぼ固まった。特徴的なのが、保証の基本形を連帯保証としたことであり、これは従前の契約及び契約外責任に関する政令一法38号を踏襲したものであり、カンボジア側も抵抗なく理解できるようであった。ただし、このことにより、連帯のない、いわゆる普通保証における検索の抗弁、催告の抗弁の規定が置かれなくなることになり、これらは特約の問題として整理されることになった。また、法人の保証という論点もカンボジア側から出され、後に第900条第3項及び第4項の立法につながった。

²² 後に民法全体については時間的制約から不可能であることが判明し、優先分野（自然人、法人、物権総則・所有権、債務総則、契約総則、売買契約、不法行為、債務担保）の条文案作成に切り替えられる。

²³ Kai, Sakano & Yasuda (2003) p.12

<第7回民法ワークショップ（債務）>

第7回ワークショップ（6月）は、債務編をテーマに開催された。以前提示された合意（consentement）の概念について、カンボジア側から疑問が提示され、以後検討することとなった。また、申込の撤回を認める立場が採用された（第337条2項）。本ワークショップでは代理の規定まで議論することになっていたが、時間切れとなったため、次回持越しになるとともに、債務編の残りの部分について日本側の分担を見直すことが検討されることになる。

<第8回民法ワークショップ（自然人、不法行為、知的財産権）>

第8回ワークショップ（7月）では、自然人、不法行為及び知的財産権について議論された。このうち、自然人については失踪宣告のための期間を除いては大きな問題はなく、要綱試案については大筋で共通の理解が形成された。不法行為については、原則的な部分の議論にとどまったが、過失の定義について問題となった。つまりカンボジア語においてはフランス語の *faute* と同じく、故意と過失の両方を含んだ概念であるために、「故意または過失」という表現が困難であるとのことであった（後にカンボジア側の用語確定会議の議論を経て「悪意の *faute* または善意の *faute*」という表現がなされることになる）。知的財産権については、カンボジア側の強い希望で民法典に含めることが暫定的に合意されていたが、このときすでに商業省、鉱工業エネルギー省、文化芸術省が、知的財産権のための作業部会を組織した上で、それぞれの省において商標権、意匠権、著作権についての立法を進めていたために、民法典に含めることが現実的ではないことが判明した。以後、知的財産権については、個別の支援が部分的になされることになる。

<第9回民法ワークショップ（売買、家族法）>

8月の第9回ワークショップは売買及び家族法をテーマとして取り上げた。どちらも（特に後者は）卑近なテーマであるために、冗漫な議論になりがちで、かつ議論も錯綜した。そのため、家族法については、割り当てられていた2日のうち、1日目終了時点でワークショップを打ち切り、2日目は参加者を限って非公式な意見交換を行った。売買については、1992年土地法に夫婦間売買の禁止の規定があったため、この点がまず問題となった。また、不動産所有権の移転につき効力要件主義を採るか、対抗要件主義を採るかが確定的ではない状況であったため、危険負担についても議論が混乱を極めた。すなわち、危険負担について所有者主義的な考え方と引渡主義的な考え方を議論する前提としての、所有権の移転時期について方針が固まっていないために、二通りの前提を

仮定した上で、それぞれ仮定について複数の可能性を議論することがほぼ不可能に近かったと言える。一方、家族法については婚姻と養子縁組に議論が集中し、親権についての議論はなされなかった。このことが後に、親権及び親子関係の存在・不存在にかかる規定について日本側起草担当者が別に置かれることにつながった。

9月にはJICA本邦研修が行われ、約2週間の日程のうち8日間が起草関係の作業・レクチャーに充てられた。中でも1日半を使って債務編についての用語確定作業が行われ、日本側部会委員の参加も得て、基本的な概念の整理が行われた。さらに、この研修には国土管理都市計画建設省からも2名の参加があり、不動産の物権変動について対抗要件主義を採用することが合意された。しかし当時起草中であった土地法草案にはこの合意は反映されず、後に大問題となる（後述7（1）参照）。また、知的財産権については、基本的に民法典に含めず、個別法で対応していくことが概ね共通理解として確立した。これにより、知的財産法関連については、プロジェクト内においては民法起草とは別の活動として位置づけられることとなった（しかし、プロジェクト枠外とするわけにもいかず、以後フェーズ1終了まで個別の活動が行われた）。

<第10回民法ワークショップ（知的財産権、物件）>

これを受けて10月には第10回ワークショップが開催された。前半は、9月の研修で民法に含めない方向で合意された知的財産権について、その後の取扱いをどうするかという議論がなされ、後半は物権についての議論が行われた。用益物権について、当初日本側は借地権、小作権、地役権、使用・居住権という物権の種類を提示していたが、旧民法及び1992年土地法に用益権の規定が存在することから、これを民法においても規定する方針を固め、かつ借地権と小作権を一本化して永借権とすることとした。また、日本側は、旧民法及び1992年土地法にある法定地役権という概念は廃止し、土地の相隣関係として所有権に関する規定に含めることを提案し、カンボジア側も了承したが、後になってこの点は再三再四蒸し返されることになる。

<第11回民法ワークショップ（担保物件、債務弁済）>

第11回ワークショップ（11月）では、担保物権及び債務編の弁済について議論が行われた。ここにおいてもまだ条文化はされていなかった根質、根抵当について議論が紛糾した。カンボジアの実務において根担保があまり見られないことから、概念としての理解が困難であることがその理由であった。また、滌除についても手続が煩雑ではないかという意見が出された²⁴。なお、債務編につ

²⁴ 当時の要綱試案には抵当権の滌除に関する規定が存在していた。

いては債務不履行及び債権譲渡についてもワークショップの対象とされていたが、事情によりワークショップ日程が短くなったことから、次回以降に持越しとなった。

<第12回民法ワークショップ（契約解除、危険負担、損害賠償、売買等）>

12月の第12回ワークショップでは、契約解除、危険負担、損害賠償、売買、法人を取り上げるとともに、土地紛争及び建物区分所有についての調査も行った。前三者については、当時、債務編のイメージとして、第1章総則、第2章契約及び合意、第3章債権の効力という章立てを予定しており、契約の解除と危険負担については第2章に、債務不履行責任としての損害賠償については第3章に規定することが予定されていたため、このようなテーマ立てとなっていた²⁵。また、売買契約においては債務不履行責任と瑕疵担保責任の整理が不十分であったが、この点は最終的に完全には解消されないまま残ることとなる。法人については大きな問題点はなかったが、このとき初めてNGO法案の存在が広く明らかになり、以後、民法の法人に関する規定とNGO法案との関係の整理が継続的に課題となってゆく。また、ワークショップに先立ち、同月、区分所有建物及び土地紛争に関する実態調査が行われており、プノンペンでは建物の所有証明書が発行されていること、地方においてはコンセッションをめぐる紛争が多発していることなどが判明している。

<第13回ワークショップ（知的財産権、抵当権、動産担保権）>

第13回ワークショップ（2001年1月）では、知的財産権について個別の立法状況が明らかにされ、当面は不正競争防止法、著作権法について立法面での助言を行ってゆくことが確認された。また、2000年11月の積残し議論を引き継いで抵当権、動産担保権についての議論を行った。

2001年2月には、スイ＝ヌ一次官、アン＝ヴォンワッタナ次官（当時、現在は司法大臣）が訪日し、民法作業部会とも協議を行ったが、同協議においては、優先8分野（注19参照）について2001年9月までに条文案——要綱試案ではなくほぼ完全な形の条文案——を完成させることが確認された。また、カンボジア側における用語確定会議の重要性についても確認された。

<第14回民法ワークショップ（物権各論、担保物件、債権譲渡）>

第14回ワークショップ（3月）では、物権各論（占有権、用益物権）及び担

²⁵ 最終的には、解除と損害賠償が契約違反（債務不履行）に対する救済として求められ、危険負担は独立の章となった。なお、債権の効力という章は消滅し、代わりに契約の履行という章で契約の効力としての履行義務についての総論的規定が設けられたため、その関係で危険負担が独立の章としておかれることとなった。

保物権（主に総則、法定担保物権、質権）、債権譲渡が取り上げられた。物権各論については、2000年10月の議論をもとに借地権の規定は削除し、用益権についての規定をおくとともに、用益権については無償に限定しないこととし、かつコンセッションについて民法の中につなぎ規定をおくこととなった。担保物権については大きな議論はなかったが、債権譲渡については、カンボジア側は理解が困難な様子であった。

プロジェクト1年目、2年目に開催されたワークショップ等における議論により、優先8分野及びその他いくつかの分野については、要綱試案の概要が明らかになったため、その後ワークショップはしばらく開かれず、カンボジアにおける用語確定会議（後述）の作業と、それを受けた日本側の対応が民法起草作業の中心となる。

2-2 ワークショップ等における議論：民事訴訟法

<第1回民事訴訟法ワークショップ（起草の基本方針検討）>

第1回民事訴訟法ワークショップは民法と同時開催で1999年3月に行われた。まず日本の民事第一審手続に関するビデオを上映し、解説を加えた後、フランスの支援で起草した民事訴訟法草案を基にするのではなく、一から起草することとなったため、起草にあたっての基本的な方針が確認された。問題となったのは、従前の手続で非公開とされていた調査手続の存廃、当事者の地位、担当裁判官の決定、陪審制度採用の要否、附帯私訴の5点であった。このうち、調査手続（のちの弁論準備手続）については、調査手続という名称の手続を残すかどうかはともかく、全体として手続の付随的な部分はともかく手続の核心的部分は公開とすることが望ましいという共通理解を得た。当事者の地位については、民事訴訟においては当事者は取調べの客体ではなく、手続の主体として当事者の地位を保障する必要を確認した。また、担当裁判官の決定手続については、従前は裁判所長による事件の分配が行われていたが、これを機械的にすることで公平性を確保することとなった。陪審制については、カンボジアにおいては1993年まで人民参審員制度が存続していたこともあり、その導入については賛否両論あったため、次回以降の検討課題となった。附帯私訴については基本的に刑事訴訟法の問題ではあるが、民事手続との調整が必要になる部分であるため、フランスの支援で起草中の刑事訴訟法草案を検討することとなった。

<第2回民事訴訟法ワークショップ（起草の基本方針検討）>

6月の第2回ワークショップにおいても、基本方針についての議論が継続された。ここでは、手続の公開原則について合意が形成され、事件の機械的な分配についても第1回ワークショップでの合意が確認された。なお、これに関連

して、忌避については当時起草中の裁判所構成法草案との調整が必要であることが指摘された。また、附帯私訴と通常の民事訴訟との関係についても詳しい議論がなされ、附帯私訴における民事賠償原告の訴訟上の地位、審理手続、附帯私訴の判決の効力について、現行手続における実務の状況及び刑事訴訟法草案が予定している規定が論じられた。加えて、強制執行における債務拘禁の制度が議論となる中で、判決手続だけではなく、執行手続についても起草支援を希望するというカンボジア側の意向が示された。陪審制・参審制度に関しては、刑事訴訟法草案でも陪審制を採用しないことから、通常の民事訴訟においても職業裁判官のみによる審理とすることとなった。なお、当時の裁判所構成法草案では、商事裁判所及び労働裁判所を設けることが予定されており、これらの裁判所においては参審制の導入が検討されていた。これらのほか、本ワークショップでは上訴制度についての議論も予定されていたが、時間切れで次回以降に先送りとなった。

<第3回民事訴訟法ワークショップ（編別構成）>

第3回ワークショップ（8月）では、第2回ワークショップにおける基本方針を確認した後、民事訴訟法全体の編別構成について議論がなされた。編別構成については、本ワークショップにおいて、現在の民事訴訟法とほぼ同様の構成で共通理解を得た。なお、強制執行及び保全処分についても編別構成に含められており、これらを含めた包括的な民事訴訟法典を起草していく方針であることも確認された。個別の論点では、保全処分において本案の係属を要件とするか否かについては今後の議論に委ねることとなり、附帯私訴との関係では、当事者に選択権を与えた上で、民事訴訟を選択した場合の手続の裁量中止についておおむね了解が得られた。その他、欠席判決についても今後の検討課題となった。第1回ないし第3回のワークショップにより、民事訴訟法起草の基本方針がほぼすべて明らかになったことから、次回ワークショップ以降、個別条文の起草作業に入っていくことになる。

<第4～7回民事訴訟法ワークショップ（総則、第一審訴訟手続）>

第4回（1999年12月）、第5回（2000年4月）、第6回（同年8月）、第7回（同年11月）及び第8回（2001年1月）の各ワークショップ及び2000年7月のJICA本邦研修により、総則及び第一審の訴訟手続に関する規定の草案がほぼ完成した（共同訴訟・訴訟参加、訴訟上の担保、訴訟手続の中断・中止、期日・送達等及び督促手続を除く）ほか、控訴についても議論がなされ、条文案がほぼ確定した。個別の条文に関して大きな議論になったものは多くないが²⁶、欠席

²⁶ ワークショップの記録は、日本側部会委員の作成した報告書や部分的に録音したものの反訳が残っている。

判決とそれに対する故障申立てについては、従前の手続を維持して、広く故障申立てを認めるのではなく、故障申立てをできる場合を限定するか否かについて、賛否両論が出された。具体的には、故障申立ての事由をゆるやかにしておいて、上訴（控訴）を認めないとするか、故障申立て事由を限定して、控訴を認めることとするかの二案が選択肢として挙げられたが、前者の案を採用した際には、欠席と故障申立てを繰り返すおそれがあることから、後者を採用することとなった。

2001年2月のスイ＝ヌ一次官及びアン＝ヴォンワッタナ次官の訪日の際には、両次官より、判決手続だけでなく、強制執行、保全処分についても民事訴訟法典に含めたいとの意向が示された。これは、強制執行については、1992年の民事判決の執行に関する法律が存在していたものの、同法は金銭の支払いを目的とした請求権についての強制執行を規定するのみであり、非金銭執行については全く法令がない状態であったこと、保全に関しては、1984年の司法省通達04号がレフェレの命令（Ordonnance de référé）について、1997年の司法省通達05号が申立てに基づく命令（Ordonnance sur le requête）について触れているが、いずれも要件等についても法律の規定はなく、実務においては旧民事訴訟法を準用していたことから、判決手続に関する規定のみでは広義の民事訴訟手続が完結しないという意識を、両次官が有していたことの証左である。しかしながら、当初、判決手続に関する規定を起草の範囲と認識していた日本側は、作業計画の変更を余儀なくされた。以後、強制執行、保全処分に関する検討は、2001年度以降になされていく。

2-3 日本側の支援体制に関する議論

プロジェクトが開始して間もなく、民訴法作業部会と現地専門家との情報共有が課題として浮かび上がった。当時は、現地専門家が現在のように日本国内の作業部会の会合にテレビ会議システム等を利用して出席したり、議論の情報をリアルタイムで得たりする体制が構築されていなかったために、作業部会における議論を現地専門家との間で十分に共有することが困難であった。作業部会会合の議事録も簡略であり、時間的な間隔が大きかったことも議論の共有を困難にする原因となった。他方、現地専門家とカンボジア側の議論を効果的に作業部会に伝える体制も整っておらず、電子メールやJICAの業務公電を通じた連絡も詳細なやり取りを行うには限界があった。また、プロジェクトにおける意思決定について、どのような事項についてどのレベルでの決定を必要とするかという点が明らかになっていなかったため、現地および作業部会の双方で、

るが、カンボジア側の議事録は、日本側からの再三再四の要請にもかかわらず、継続して作成されるに至らなかったため、具体的な議論の詳細は不明である。

混乱が見られることがあり、それぞれの判断に齟齬が生じることもあった。このため、プロジェクト2年目である2000年度初めに、JICAは財団法人国際民商事法センターに委託していたプロジェクトの運営に関する事務を拡大し、同センターにプロジェクト事務局としての機能を持たせ、意思決定を要する事項をレベルごとに整理し、適宜判断を求める役割を与えることとなった。また、国内支援委員会の下部組織として作業監理連絡会を設置し、よりプロジェクト運営に関する実務的な議論をする場とした。しかし、国内支援委員会と作業監理連絡会の実際の役割分担が、個々の検討事項の性質上、プロジェクト文書に記載されているほどには必ずしも明確ではなかったため、一方の開催頻度が高くなれば、他方の開催が少なくなるなどの現象が起きた。

起草作業が本格化するにつれて問題となったのが、翻訳体制についてであった。作業部会での使用言語は日本語であり、カンボジアにおける議論はクメール（カンボジア）語で行うという方針がプロジェクト開始当初から確立していたが、日本語 - クメール語の翻訳、しかも法律概念の翻訳を行うことのできる人材は限られており、実際に翻訳に関与したのは実質4人であった。また、カンボジアにおいても1795年から1979年までの民主カンプチア政権時代を経たことにより、法律体系や概念の連続性が断絶し、これに人材不足も重なって、多くの概念に混乱が見られる状態であった。さらに、1993年以降進められた商事法・経済法の起草にともない、英米法をベースにした新たな法律が導入されたことにより、この混乱に拍車がかかっていた。これらの要因により、個々の条文やその中で用いられる用語の確定は困難を極めたが、プロジェクト1年目後半に現地において発足した用語確定会議の議論によって、これらの解決が図られることとなった。しかし、日本側が原案を起草するという作業を前提としていたことから、その原案及び条文解説等を日本語からクメール語に翻訳する作業は物理的にも膨大であり、今日に至るまで根本的な解決には至っていない。

2-4 関連法令（案）との調整に関する議論

裁判所構成法は、国連の暫定統治下の1993年にカンボジア国裁判所の構成及び活動に関する法律と名称でわずか26ヶ条の法律が存在していたものの、その不備が指摘されていたために、1999年頃から司法省が起草に着手したものである。2000年には第一次案が完成しており、当時起草中であった民事訴訟法との整合性を図るために、現地専門家を通じて日本側に草案が開示された。民事訴訟法との整合性という観点では、事件の配てん、口頭弁論の公開、訴額による控訴制限、上告審の判決の拘束力、裁判官の除斥の規定について第一次案と起草中の民事訴訟法草案との間に齟齬が見られたために、2000年11月に日本側からコメントを提示した。日本側のコメントは司法省におおむね受け入れられ、

裁判所構成法草案にも取り入れられたが、その後、同草案は、商業省を中心とする商事裁判所設置の動きとその基礎となる商事裁判所法案との間で矛盾を生じることとなり、調整が続けられているものの、2012年1月現在、法律として公布されるには至っていない。

次に、土地法のうち、民法との関連で問題となった規定、特に物権変動をめぐる論点については、すでに上述した通りである。日本側は、土地法草案に対するコメントを取りまとめ、2000年5月に司法大臣及びソック＝アン上級大臣兼閣僚評議会担当大臣に提出した。本コメントは、1999年度末の重要政策中枢支援「法制度整備」評価・計画打合せ調査団団長と司法大臣の協議の中で、司法大臣が自ら調整の任を務めるとして日本側に要請したものであるが、実際には、日本側コメントが提出された時期には土地法案はほぼ固まっており、日本側コメントを取り入れる形での修正はなされていない。

物権変動に関する問題のほかには、2000年には少数民族の集団的所有権が問題となっていた。これは、主に NGO を中心とする土地法のワーキンググループ（そのリーダー格が前述の Oxfam GB であった）が、カンボジア東北部に居住する少数山岳民族の生活空間を保護するために、閣僚評議会の下にあった土地登記局との間で議論していたものである。民法自体は物権法定主義を採用し、特別法による物権を創設することは認めているものの、上記のワーキンググループは、民法が法人について規定することで、少数民族の集団が法人として登記してはじめて権利義務の主体となれるという誤解を持っていたため、ワーキンググループの一部が、民法の法人に関する章の中に少数民族集団の法人に関する規定を入れるべきだと主張し、それが無いという理由で民法草案を批判した。日本側は、少数民族の集団を法人という枠組みでとらえてその集団に所有権を認めるという方法ではなく、所有権の一形態として複数の自然人の集団に帰属する特殊な所有権を観念すればよいと説明し、民法の中にはつなぎ規定を入れることとなった（第3編第8章）。

また、商業省において、世界銀行の技術支援²⁷を受けて1997年頃から起草が始まった商事契約法草案は、商事に関する契約の一般法を目指すものであったが、契約の成立（申込みと承諾）、意思表示の瑕疵、債務不履行、各種契約について民法と重複する規定が多く、その内容にも齟齬が生じている上、民法には存在するものの商事契約法にはない規定等も散見されていた。そこで、民法作業部会は、2000年6月に書面でのコメントを商業省に提出し、さらに2001年3月には当時の民法草案と商事契約法草案の構造の比較表及び条文の比較対照表を作成し、商業省次官、アメリカ人アドバイザー及びカナダ人アドバイザーに提示した。残念ながら司法省側には当時の議論に対応できる担当者がおらず、

²⁷ Technical Assistance Credit (Credit No. 2664-KH) 1994-2001

言わば司法省の頭の上を飛び越した形での調整作業となったが、議論は順調に進み、商業省は、民法草案の内容と大いに食い違う商事契約法案を廃止とすることを決定し、現行の政令一法第 38 号及び民法の債務編及び契約各則を前提にした上で、商事に特有の規定を改めて起草しなおすことで合意に達した。しかし、その後、上記の商業省担当次官、アドバイザーらが次々と商業省を去り、起草のフォローアップをする者がいなくなってしまうため、商事契約法そのものが頓挫した²⁸。

2-5 司法省の組織に関する事項

プロジェクト 1 年目・2 年目は、カンボジア側の体制もなかなか定着せず、流動的な状態が続いた。1999 年 3 月のプロジェクト開始とともに組織されたのは、ソト＝ソトン次官補をリーダーとし、彼自身を含む司法省の 4 名の次官補、イ＝ダン人事研修局長、2 名の控訴裁判所判事、カンボジア王国弁護士会長及び 2 名の弁護士からなる 10 名のステアリングコミティであり、このコミティの下、調査研究を行う 13 名のサブコミティ、民法・民事訴訟法についてそれぞれ 6 名ずつのサブコミティ、研修担当の 1 名のサブコミティ、プロトコール担当の 5 名のサブコミティ、2 名の事務局が置かれた。このうち、民法・民事訴訟法担当のサブコミティは、それぞれのサブコミティの長である 2 名の次官補の下、計 10 名の司法省職員（旧ソ連・東欧への留学組で帰国後裁判官・検察官への任官を待っている者であった）がメンバーとして配置され、起草の実働部隊となることが予定されていた。ただし、これらの職員は実務経験も少なく、司法省全体においても法案起草に関する組織的なノウハウに欠けていたため、現地専門家においてこれらの職員に対する基礎的なトレーニングを行いながら、それぞれのサブコミティにおいて各国の民法・民事訴訟法を調査し、カンボジアにおける裁判実務の調査も併せて行うことを試みた。日本側作業部会もワークショップの機会を利用してサブコミティとの意見交換の場を設けるなど、当初はサブコミティの起草への積極的関与を期待していた。しかし、技術的・物理的なサポートにもかかわらず、サブコミティメンバーが起草を担うまでにはいたらず、ワークショップにおける議論は実務経験のある裁判官がリードするという状況であったため、サブコミティメンバーのモチベーションは低下し、プロジェクト 1 年目の終わりには民法・民事訴訟法担当の 2 つのサブコミティは機能不全に陥った。これに代わって、起草作業の中心となったのが、上述の用語確定会議であり、カンボジア側の強い働きかけと現地専門家のサポートに

²⁸ この時頓挫した商事契約法は、新たにアジア開発銀行の支援（Implementation of Subprogram 4 of the Financial Sector Program II）を受け、2011 年後半に閣僚評議会にかけられた。しかしながら、民法と齟齬がある箇所などを中心に、2012 年 1 月現在、司法省と商業省との間で再検討されている。

より、法案の内容について十分に議論できるメンバーを招集し、現地主導で活動を始めた。

また、ステアリングコミティは、プロジェクト開始後 1999 年 5 月までに数回開かれたものの、リーダーのソト＝ソトン次官補が法律家ではなかったため、民法・民事訴訟法の起草方針にかかる議論が行えず、その後は開かれないうままとなっていた。そこで、1999 年 10 月に司法省令が発令され、リー＝ヴーイッソ次官を委員長、スイ＝ヌ一次官を副委員長とし、次官補を 1 名加えた 13 名のステアリングコミティとして再編された。しかし、ワークショップの議論を受けてステアリングコミティが開かれることはなかったため、プロジェクト 1 年目の終わりの評価計画打合せ調査団派遣時に、組織の立て直しを話し合った結果、司法省と調査団との間で締結された協議議事録 (M/M) では、サブコミティをすべて廃止し、リーダー及びサブリーダーの下、全体の意思決定を担当するステアリングコミティ及びワークショップでの議論をリードするスタディグループという 2 階層体制を採ることになった。また、必要に応じてスタディグループの下にサブグループを組織して情報収集や調査にあたりとされた。また、日本側は上述の用語確定会議参加メンバーをスタディグループの中心メンバーとして議論の充実を期待し、スタディグループメンバーの任命にあたっては、現地専門家と協議することも M/M に明記された。

これを受けて、カンボジアの人材を熟知していたイ＝ダン次官補は、現地専門家と協議に入り、効果的なプロジェクト運営のできるステアリングコミティと実質的な法律議論のできるスタディグループメンバーの人選を行い、同次官補からの提案という形で司法大臣にレターを提出した。しかし、司法省は、独自にステアリングコミティ (11 名)、民法スタディグループ (4 名)、民事訴訟法スタディグループ (4 名)、さらには民法サブグループ (5 名) 及び民事訴訟法サブグループ (5 名) を設置する司法省令を発令した。日本側には、プロジェクトの実施に不可欠な裁判官らを中心に据えた人材配置を改めて要求すべきであるとする意見もあったが、結果的には、司法省令によるメンバーに日本側が要求する複数の裁判官らを追加するよう働きかけるという方針に基づき対応した。適切な人材の配置がなされなかったことにより、プロジェクト 2 年目の活動は影響を受け、ワークショップでの議論及び日本側が人選に申入れを行った民法・民事訴訟法起草支援の 2 回の JICA 本邦研修での議論に頼らざるを得なくなった。ただし、プロジェクト 2 年目はほぼ毎月ワークショップが行われ、また、カンボジア側の条文検討作業が本格化するのには、用語確定会議がワーキンググループという名称でプロジェクト体制内に正式に位置づけられた 2001 年 3 月であったため、プロジェクト体制の混乱が起草作業の進捗に大きな影響を与えたわけではなかった。

第 3 章 プロジェクト3年目及び延長フェーズ (2001年度・2002年度)

2001年2月のスイ＝ヌ一次官及びアン＝ヴォンワッタナ次官の訪日の際、民法については、優先8分野²⁹の起草を優先させ、それ以外の分野については当初のプロジェクト終了時である2002年3月までに日本語での草案を完成させるという見通しがカンボジア側・日本側共通の認識になったこと、また民事訴訟法については、当初日本側が予定していた判決手続きの起草に加え、強制執行・保全処分についての起草も行うことになったため、2002年3月までの完成が困難になったことから、プロジェクトの期間を延長することが避けられなくなった。そこで、2001年9月に開かれた2001年度第1回の国内支援委員会で2002年3月以降のフォローアップに1年の期間を設け、その間にカンボジア側の用語確定会議を経て民法・民事訴訟法両草案を完成させるという方針が確認され、11月の終了時評価調査団でプロジェクトの1年延長がカンボジア側と日本側の間で合意された。

3-1 ワークショップ等の経緯

3-1-1 民法

プロジェクト3年目にあたる2001年度は、前年度の2001年2月のスイ＝ヌ一次官及びアン＝ヴォンワッタナ次官の訪日の際、民法については優先8分野について、2001年9月までに条文案（要綱試案ではなくほぼ完全な形の条文案）を完成させることが確認されたため、その起草作業に集中することとなり、民法ワークショップは一度も行われなかった。代わってプロジェクト2年目までに行われた議論に基づき要綱試案が起草されたものについて、順次カンボジア側で用語確定会議を行う方式が採用され、これによりカンボジア側と日本側の間での意見交換が迅速に行われるようになった結果、より効率的な起草作業が可能になった。しかし、優先8分野のうち、債務編総則、契約総則、売買契約及び保証（債務担保の一部）以外、すなわち自然人、法人、物権総則・所有権、不法行為、保証以外の債務担保（連帯債務及び担保物権）に関しては、用語確定会議にかけるための日本からの要綱試案の提示が遅れたため、2001年9月までの完成はかなわなかった。結局、優先8分野に関しては、9月及び11月に行われた日本側の3回の集中審議を経て、12月のJICA本邦研修でほぼ全容がカンボジア側に提示された。

また、2001年11月には、2000年7月の第8回ワークショップ以来検討が進んでいなかった親族法及び日本側起草作業が開始したばかりの相続法に関する

²⁹ 優先8分野とは、自然人、法人、物件総論、債権総論、契約総則、売買（可能ならば賃貸借と消費貸借も）、担保、不法行為を指す。

調査が実施された。これを受けて家族法の起草が本格化し、2002年7月及び9月に第15回、第16回のワークショップを行っている。民法についてはこのほか、2002年12月に優先8分野のうち担保物権の積み残し部分及び親族について第17回ワークショップが行われた。

他方、優先8分野以外については、家族法及び上記担保物権の積み残し部分を除いてはワークショップが行われず、2002年9月までは日本側の起草作業、11月の起草支援研修においてワークショップに代わる集中的な議論、それ以降2003年3月まで用語確定会議が集中的に行われた。

なお、2002年3月には、民法から切り離すこととなった知的財産権についてのセミナーがプロジェクトの枠内で行われているが、対象は商業省、鉱工業エネルギー省であり、司法省は関与していない。

3-1-2 民事訴訟法

民事訴訟法については、2001年5月に第9回、7月の第10回、8月から9月にかけてJICA本邦研修、10月に第11回、2002年3月に第12回のワークショップが行われた。

第9回のワークショップでは、上告・抗告・再審についての条文案について議論された。上告については、次の二点が議論の中心となった。第一点目は、カンボジアにおいては憲法院が存在し、憲法院は法律の公布前に合憲性の審査を行うだけでなく、具体的事件における憲法訴願的な制度が存在する（憲法院の組織及び機能に関する法律第19条）ため、最高裁の上告理由として憲法違反を含めるべきか否かという点である。この点については、上告理由から憲法違反を削除してしまうと、上告審に移審してから憲法院の違憲判断がなされても、上告理由＝破棄理由とすれば、それを理由に原判決を破棄できなくなるおそれがあることから、憲法違反も上告理由とすることにした。もう一点は、従前のカンボジアにおいては、原判決の確定した事実の拘束力及び上告審の破棄判決に拘束力を認めていなかったため、上告審も事実審であり、また破棄差戻し後に破棄された原判決と同様の判断がなされて再度上告がなされるという実務が定着していたため³⁰、これらの拘束力を認めるか否かという点であった。これに関しては、前者については上告審を法律審とすることで合意を見たため、後者については破棄判決の拘束力を認めることが望ましいという日本側の意見が受け入れられた。これらの議論は、上記3（4）で述べたように、裁判所構成法草案に関して2000年11月に日本側が提示したコメントをカンボジア側が受け入れていたことから、概してスムーズに進んだ。なお、抗告に関しての議論は

³⁰ ただし、刑事訴訟と異なり、民事訴訟においては、手続法上の法的根拠はなく、裁判所構成法にそれを前提とした規定が見られるのみである。

ほとんどなく、再審については再審の訴えの管轄について最高裁とすべきだという意見が多く出され、議論が持ち越しとなった。

第10回ワークショップにおいては、共同訴訟、訴訟参加、督促手続き、訴訟上の担保、訴訟手続の中止・中断、期日・期間・送達、訴訟記録の閲覧に関する条文案の議論が行われ、特段問題となる点はなかった。

このワークショップをもって、判決手続に関するすべての規定についての第一次案の議論が終了したため、日本側において2001年8月に集中審議を行い、ワークショップ及び用語確定会議で指摘された問題点を検討して第二次案を作成した。この第二次案につき、JICA本邦研修で民訴法作業部会委員が参加する用語確定会議が行われ、第二次修正案が第11回ワークショップで議論された。

強制執行・保全処分については、上述のJICA本邦研修前に従前のカンボジアの執行・保全に関する調査がなされ、その報告書が提出された。それを受けて同研修において、調査結果の発表及び日本の強制執行制度の概要に関する講義がなされ、本格的な起草作業が開始し、2002年3月の第12回及び5月の第13回ワークショップにおいてカンボジア側との議論が行われた。ただし、不動産に対する強制執行と不動産上の担保権の実行に関する特則については、民法の物権編及び債務担保編の担保物権に関する起草が未了であったため、2002年6月から起草開始となり、11月の起草支援研修において集中的に議論した。

3-1-3 その他

延長フェーズ終了直前の2003年3月には、立法化支援研修が行われている。これは、閣僚評議会への法案提出後の作業を見据え、国会提出に向けての準備作業や法案説明資料の作成についての研修、今後関連法案を起草するための日本の民事立法実務の紹介等を研修内容としていた。しかし、カンボジアの立法過程における作業が日本のそれとは大きく異なり、組織的な法案説明資料作成を要さず、民法及び民事訴訟法の立法過程においても、詳細な説明資料等が作成されることはなかったため、この研修の成果が直接的に活用されることはなかった。代わってカンボジア側で行われたのは、レキシコン（用語解説）の作成であった。レキシコンとは、条文で用いられている法律用語について簡単な解説を付したもので、2003年の5月から10月にかけてカンボジア側で作業が行われ、民法、民事訴訟法についてそれぞれ作成された。この成果品は後に閣僚評議会内に設置された法律用語アカデミー委員会でさらに検討が加えられ、法律用語集として出版されるに至ったが、司法省作成の原案を日本側でチェックする作業が完全にはなされず、しかも法律用語アカデミー委員会での検討には司法省からの参加はなかったため、検討過程で不正確な改訂がなされたこともあり、必ずしも法律用語の解説として正確なものではない部分が散見される。

また、民法については、草案が国会に提出される際に民法に関するレキシコンも共に提出され、一括して審議・可決された結果、あたかも民法の一部であるかのような取扱いがなされてしまった。

3-2 用語確定会議における議論

用語確定会議は、2000年2月15日から17日にかけて、その前の1999年12月の民事訴訟法第4回ワークショップで初めて条文案の提示がなされたことを受け、条文案クメール語訳を精査するために開催されたのが、その最初である。その後、2000年7月のJICA本邦研修（民事訴訟法）において民事訴訟部会委員参加の下で第2回目の会議が行われ、その効果が日本側にも認識されはじめた。利点として、ワークショップよりも少人数で、しかも選抜されたメンバーによる議論であることから、特定のトピックについてより深い議論がなされること、細かい用語の検討を行うことによって、条文の具体的な適用を視野に入れながら内容を精査する姿勢が生まれ、各条文の理解も進むことが挙げられる。民法についても2000年8月にプノンペンで第1回の会議が開催され、同年9月のJICA本邦研修においても民法作業部会委員参加の下で議論がなされた。ただし、民法作業部会委員の参加者は計2名であったため、用語確定会議の意義が民法作業部会全体に広まるには、民事訴訟法部会と比べてやや時間を要した。しかし、2001年2月のスイ＝ヌ一次官及びアン＝ヴォンワッタナ次官の訪日の際に用語確定会議の重要性が強調されたことから、日本側もその重要性を共有し、2001年3月に司法省内スタディグループとして正式に発足して活動が本格化した。

3-2-1 民法

2001年3月から10月にかけて、債務編、売買及び保証の要綱試案について用語確定会議が行われた（ただし4月末から7月初めまでは民事訴訟法に関する用語確定会議のため中断）。作業の中心は、要綱試案のクメール語の文言を整える作業であり、議論の場に出された疑問を現地専門家において取りまとめて民法作業部会に照会し、回答をフィードバックするというものであった。この時期の議論の結果、内容的に重大な修正が多数なされたという記録はないが、債務編においては、原案では意思表示の語ではなく合意の語がまだ用いられていた。しかし、カンボジア旧民法にある合意とは意味合いが異なるということで、カンボジア側からは理解が困難であるという意見が出され、後に優先8分野第一次案においては意思表示の語を採用することにつながった。

その後は日本側からの条文案の提示がなかったこともあり、民法に関する用語確定会議はしばらく行われなかった。優先8分野第一次案の日本側起草が

2001年12月によりやく終了し、2001年12月のJICA本邦研修における議論を反映させた第二次案が出そろったのが、2002年4月になってからであったので、同年5月から8月にかけて優先8分野についての用語確定会議が集中的に行われた。議論では、各条文の内容をメンバーが理解に努め、その上で文言を修正していき、その修正が日本語条文案にも影響を与えるものである場合には、それを記録し日本側に照会するという地道なものであった。「善意取得」と「即時取得」、「占有物返還の訴え」と「占有回収の訴え」など、異なる起草担当者間で用語法にばらつきがあった点についても、カンボジア側との議論の中で統一が図られた。また、カンボジア側から、原案におけるミスを指摘することも積極的になされ、それにより修正が加えられた部分もあった。

ここで個別の修正について逐一触れることはできないが、重要なものとしては、優先8分野第一次案では法人に関する罪を規定していたところ、当時起草中であった刑法典にそのまま引き取り、民法典からは削るという提案がなされ、日本側も了承したという点がある。これは、民事の法律関係に関する一般的な原則を規定する（第1条）としている民法に罰則が含まれるのは適当ではないという判断がなされたためであるが、量刑の調整を除き優先8分野第一次案の文言をほとんど変えずに刑法典に引き取ることが可能になったのは、当時刑法起草の責任者であったスイ＝ヌ一次官が用語確定会議のほぼすべてに参加していたことが大きい。

なお、ワークショップでも問題になった不法行為における過失の概念については、「これまでカンボディアでは、faultに近い概念があり、それにintentional faultとunintentional faultが含まれる、という概念整理のされ方がなされてきた。債務編で『責に帰すべき事由によらず』というところを『過失なく』というように統一してきたが、その場合はこの『fault』にあたる言葉を充ててきた。不法行為における『過失』は『故意』含まない概念なので、『unintentional fault』としたい」という記録が残っている³¹。

非優先分野については、条文案が出そろった後、2002年12月から2003年1月にかけて、やはり集中的に用語確定会議が行われた。そして、2003年2月には、週日の午前午後すべての時間を費やして全体の1300条あまりを通読し、最終的な条文・用語の確認を行った。2月の作業には日本からも民法作業部会委員が交代で参加し、作業の中で修文が必要となった場合に部会を代表して意見を述べたことで、日本側に照会して回答を待つという時間的なロスをなくすることができた。このような集中的な作業により、民法草案を2003年3月までに司法省に引き渡すことができた。

³¹ 2002年6月17日付用語確定会議報告。かぎカッコ内原文ママ。

3-2-2 民事訴訟法

民事訴訟法については、2000年7月のJICA本邦研修における部会委員参加の用語確定会議以来しばらく中断していたが、2001年4月末から7月初めにかけて第一審の判決手続の残った部分についての検討を行った。これらの検討結果を受けて日本側における2001年8月の集中審議で第二次案が、9月の本邦研修での議論の後に第二次修正案が作成された後、11月から逐条の用語確定会議に入った。

民事訴訟法は、従前の手続とは全く異なる手続を定めたものであったため、民法と異なり1975年以前の旧法の用語を参照するのが困難であったことから、口頭弁論、弁論準備手続など新たな法律用語を作る必要性がより高かった。

このうち、用語の面で特に問題となったのは中間判決についてであった。カンボジアにおいては、従前の中間判決(*salkrom robiep*)はフランス語の *jugement avant dire droit* (先行判決、フランス民事訴訟法第482条)を意味し、民事訴訟法第181条に定める中間判決とは意味合いを異にしていた。そのため、*salkrom robiep* の語を使わず新たな造語をするという意見も多く出されたが、実際に検討してみると適当な語がどうしても見つからなかったため、従前の *salkrom robiep* を用いることとなった。

次に、上訴、督促手続、不動産執行を除く強制執行及び保全処分については、2002年3月から5月にかけて用語確定会議を行った。

上訴のうち、抗告は新たな概念であり、それにふさわしい語を見つけ出さねばならなかった。従前は、不服申立ての対象となる裁判形式に関わらず、第一審の裁判に対する上訴は「*bandang uttor* (控訴)」、控訴審の裁判に対する上訴は「*bandang satuk* (上告)」であったため、それぞれから決定に対する上訴である抗告を取り除いて、新たに抗告の語を造りだす必要があった。そこで、日常用語である *chomtoah* という語に抗告の概念を充て、*bandang chomtoah* とすることになった³²。

督促手続についても、全く新しい手続・概念であったが、法曹会による英訳の *demand procedure* を参照に、日常用語から用語を見つけ出した。

不動産執行を除く強制執行・保全処分については、用語の確定という点に関し特に大きな問題はなかったが、そもそも債権執行等の内容をカンボジア側が理解することに困難があったため、議論が活発にはならなかったとも推測される。

不動産執行（不動産に対する担保権実行の特則も含む）については、2003年

³² ただ、この *bandang* の語についても、訴えと申立ての両方の概念を含むものであったため、*bandang* は第一義的には訴えのみを指すものとし、申立てに関しては極力 *peak som* の語を用いたものの、例えば忌避の申立てに *bandang det chet*、欠席判決に対する故障申立てには *bandang toah* という従来語を用いざるを得なかったため、徹底されていない。

2月に集中的に用語確定会議を行った。引受主義の採用という重大な原則を含め、大きな議論とはならず、字句や誤記の修正等の作業が大半を占めた。

3-3 プロジェクト活動についての議論

上述のように、ステアリングコミティ、サブコミティといったプロジェクト体制に位置づけられた組織は実態に合わず、組織として機能するだけの基礎的条件を欠いていた。これに代わり、用語確定会議が実質的な起草作業を担うことになったが、この用語確定会議は、プロジェクト3年目（正確には2001年3月）にようやく司法省内スタディグループという名称で公式の組織としてプロジェクト内に位置づけられた。民事訴訟法については民事執行・保全処分に関する規定も含め、計画どおり作業が進んだ。これに対し、民法は、国内での条文化の作業が2001年度初めの計画から更に遅れ、優先8分野の条文化の作業が12月の民法起草支援研修開催の前後まで続いた。優先8分野の遅れが明らかになっていた7月には、2002年3月までに優先8分野のクメール語草案を完成させるために、用語確定会議の作業を簡略化してスピードアップを図れないかという意見もあったが、用語確定は、日本とカンボジアの諸制度の違いを越えて、概念そのものの理解を深めながら、クメール語による起草を支援する過程における重要な作業の一つであり、この過程を簡略化することは困難であった。

3-4 閣僚評議会への両法案の提出（2003年6月）

民法・民事訴訟法草案は、司法省によるステイトメント（法案趣意書）を付されて2003年6月30日に閣僚評議会に提出された。これに先立ち、司法省は、5月5日付で、全省庁（23）、全裁判所（25）、主要ドナー及びNGOなど（22）、合計70省庁・団体に対して両草案を送り、5月末日までを期限としてパブリックコメントを求めた。これに答えて司法省に届けられたコメントは9件あり、このうち2件が内容にかかるものであり、残りは形式面にかかるものであった。内容にかかるコメントについては、司法省から日本側作業部会にも意見が求められ、検討の結果草案修正には至らなかった。また、商業省からは検討に時間を要するため猶予を求める旨の連絡があり、経済財務省からは、「5月22日に会合を開いて、民間の関係各機関団体の意見を聞いたが、民法・民事訴訟法草案は非常に重要な内容を含みかつ大部の草案であるので検討に時間を要する。担保取引法草案とも深い関係がある。もう少し時間をかけて民間団体と協議のうえ意見を提出したい」旨のレターが寄せられた。結局、商業省及び経済財務相から正式なコメントは提出されなかったものの、担保取引法をめぐっては、それ以前から起草を支援した国際通貨基金と現地専門家との間で議論がなされており、これ以後も国際通貨基金に代わって支援を行ったアジア開発銀行と現

地専門家との間で意見交換が続けられることになった。

また、両草案提出直前の 2003 年 6 月には、土地法の適用を支援するアジア開発銀行の関係者から、物権変動に関して 2001 年土地法と民法草案の間に齟齬があるという指摘がなされており、これも後の議論、及び民法草案の修正へとつながっていく。

第 4 章 閣僚評議会に提出された両法案の概観

4-1 民法

民法草案の編別は、上述のように変則的なパンデクテン方式を取ることとなった。民主カンプチア時代に法律家の多くが失われ、法的断絶があるとはいえ、国外に逃げて生き延びた法律家も存在し、その多くはフランス法的な発想を持っていること、またカンボジアにおける土地制度の再構築のために 1992 年に制定されていた土地法が、カンボジア旧民法をかなり取り入れていることから、まずインストゥティオーネスを基本とした。しかし、ボアソナード草案をもとにした日本の旧民法を参考に債務担保編を新設し、親族・相続に関する規定を人編に含めると膨大になってしまうことから、これらもそれぞれ独立の編として法典の後半部分においたため、結果的にパンデクテン方式に類似する編別となった。最終的に、総則、人、物権、債務、各種契約・不法行為、債務担保、親族、相続という 9 編の実体規定に、適用期日等を定めた 1 ヶ条からなる第 9 編「最終条項」を加えた編別になっている。

物権変動については、民法草案はフランス民法や日本民法と同じく、意思主義の原則を採用し、第 133 条において、「物権の設定、移転及び変更は、当事者間の合意によって効力を生じる」としている。そして物権変動の対抗要件については、第 134 条第 1 項が「不動産に関する物権の設定、移転及び変更は、占有権、留置権、使用権、居住権の場合を除き、登記に関する法令の規定にしたがい登記をしなければ第三者に対抗することができない」、同第 2 項が「動産に関する物権の譲渡は、その動産の占有の移転がなければ第三者に対抗することができない」と定め、不動産については登記を、動産については占有を対抗要件としている。

次に、債務法は、日本の民法総則の規定を含め、契約を中心にいていねいに規定し、単独行為については準用規定を置いている（第 312 条 2 項）。債務不履行（第 393 条）と売買契約等における瑕疵担保責任（第 540 条）については整理しきれなかった部分があり、この点は国際動産契約に関する国連条約（CISG）と異なっている。すなわち、売買における瑕疵担保責任は契約責任として構成されたものの、売買における売主の義務として規定されるにとどまり、債務不履行という一般的表現の中に含まれるまでには至っていない。そのために、契約違反の一般法と、瑕疵担保責任の二重構造から問題が生じる可能性がある³³。また、消費貸借は要物契約とせず、諾成契約とした（第 579 条）。起草者によれば、多くの国において要物契約を基本としつつも、諾成的消費貸借契約または消費貸借の予約、与信契約が認められていることから、実質的には諾成契約と

³³ 松本（2010）83-84 ページ。

しても問題がないことがその理由とされている。なお、政令一法 38 号に規定されている運送契約については、一方当事者が事業者であることが想定されることから、民法に規定せず、商事関係の立法に委ねることにした³⁴。

債務担保編（第 6 編）は、日本法では物権編に含まれる物的担保である留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保権、日本法では債権総則に含まれる人的担保である保証契約、さらに連帯債務をまとめたものである。

家族法の分野では、親族編については、1989 年婚姻家族法をベースに現状との比較を行い、ある程度同法の規定を尊重した。ただし、優生思想的な婚姻障害事由（婚姻家族法第 6 条）や男性 20 歳、女性 18 歳とする男女間の婚姻適齢格差（同第 5 条）は撤廃した（民法第 948 条）。また従前は実親との親族関係が断絶する日本法の特別養子縁組にあたる養子縁組しか存在しなかったところ、新たに実親との関係と養親との関係が併存する単純養子縁組制度を創設した（第 1020 条以下）。これは、地方においては、実親が経済的に困窮している場合などにおいて、子どもにとっておじやおばにあたる親族が、実親にかわってその子を扶養し、その子の人生において親代わりになるという現象が多く見られる事情に対応したものである。その他、いくつかの特徴的な規定として、カンボジア旧民法の婚約の規定を復活させたこと、再婚禁止期間を 300 日から 120 日へ短縮し、さらに同期間内であっても非懐胎証明を提示すれば再婚を認めたこと（第 950 条）、夫婦共有財産制（第 973 条）等が挙げられる。

相続については、旧民法は清算主義を採用していたが、すでに述べたようにポル＝ポト時代における旧民法の事実上の廃止により、相続法は全くなくなってしまったため、いわゆる「法の欠缺」状態であった。相続法の復活にあたっては、清算主義の復活も考えられたものの、戸籍（Civil Registration）の不備により相続人の特定が困難であることや、時間や費用を要する清算主義を一律に採用することの不都合などを考慮にいれ、当然承継主義を採用した（第 1147 条）。

4-2 民事訴訟法

4-2-1 判決手続

まず、当事者主義については、処分権主義と弁論主義の二つの原則が挙げられる。カンボジア民事訴訟法は、その規定の多くが日本法を基礎に起草されたものなので、日本法と異なる規定も多くあるものの、基本的な原則に関しては、日本法とさほど異なるものではない。なお、前述のとおり、クメール語の確定は難しい問題であり、特に、当事者主義、処分権主義、弁論主義などは、条文

³⁴ ただし、運送契約に関する立法はその後行われていないため、政令一法 38 号の運送契約に関する規定は、民法適用後も存続する。

には直接現れない講学上の概念であることから、今のところ定訳はない。また、そもそもカンボジアにおいて、当事者主義という概念が存在するのか、カンボジアの法曹が当事者主義というものを概念としてイメージできているのかという疑問がないわけではない。起草支援をした日本を含めて、外側からは「当事者主義」と言っているものの、カンボジアの裁判官は、刑事裁判は active な裁判、民事裁判は inactive な裁判というような伝統的な理解の仕方をしているにすぎず、当事者主義という語の定着にも時間がかかるものと思われる。また、今後の定着についても、当事者主義という概念が先に生まれるのか、実務の個々の手続きにおける当事者の意思の尊重や責任というものが強調されていくなかで、一般化されていくのか、いずれもありうるものと思われる。

処分権主義については、日本法とほとんど異なるところがない。訴訟の開始（民事訴訟法第 75 条、なお、執行（第 336 条）、保全（第 530 条）も申立てにより手続が開始する）と判決の確定前の終了（訴えの取下げにつき第 217 条、和解につき第 220 条、請求の放棄・認諾につき第 221 条等）、請求の内容・範囲・限度（第 182 条）等に関しては、私的自治の原則（これは民法第 3 条にも規定あり）が妥当するため、訴訟法上も当事者が自由に処分できる。しかし、後に述べるように、従前のカンボジアにおいては、民事訴訟は糾問主義的であり、しかも社会主義の時代はいわば行政作用の一環として国家が後見的に私人間の紛争を解決するという色合いが強かったこともあり、訴訟物は社会的紛争という観念があり、その一回的解決を図るのが訴訟だという考えが強くあるばかりか、第三者の訴訟引き込みを積極的に行い、判決効も広く認めるという考え方があった。また、裁判所が職権で真実を追求し、原告の請求の範囲を超えて被告に給付を命ずるようなこともあったようである。その意味でも第 182 条のような規定がカンボジアにおいて意味を持つのだと思われる。また、訴状の記載事項として「求める判決」としたことも、社会的紛争一般を解決するという訴訟の目的をより限定することに役立つと思われる。

弁論主義についても、日本法とほぼ同様であり、主張責任（第 95 条）、自白の拘束力（第 123 条 2 項、第 96 条 1 項）、申出による証拠調べ（第 124 条 1 項）が妥当するが、一つだけ重要な例外があり、第 124 条 2 項で、「裁判所は、当事者の申し出た証拠によって事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断することができないときその他必要があると認めるときは、職権で、証拠調べを行うことができる。」と定め、当事者の申し出た証拠によって裁判所が十分な心証を得られない場合などにおいて、職権証拠調べを認めている（いわゆる弁論主義の第 3 テーゼの修正）。当事者の証拠提出能力等を鑑みて置かれた規定である。

次に、当事者主義の限界・修正についても日本法とほぼ同様である。訴訟手

続の進行については職権進行主義が採用されており（第 89 条）、第 4 条において、裁判所の責務として、「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め」なければならないと定められていることの具体的な表れでもある。

また、当事者主義を徹底することにより十分な主張・立証がなされないと、最終的に裁判所は判決を書けなくなってしまうことから、当事者主義の補充として裁判所の釈明権（第 90 条）を定めている点も日本法、ドイツ法、フランス法などと同様である。当事者の民事訴訟に関する知識が充分ではないという状況においては、この釈明権をどのように効果的に行使するかということに、今後のカンボジアの民事訴訟実務の改善がかかっていると言える。

さらに、当事者の能力不足、特に代理人となる弁護士（任意代理人は原則弁護士（第 53 条））の尋問能力の不足をカバーする規定も用意されており、それが証人尋問の順序に関する第 138 条 5 項である。当面は交互尋問方式ではなく、裁判長が最初に尋問する方式が採られることを予定した規定であるが、弁護士の力量が高まっていけば、将来的には、第 138 条 6 項を適用して順序を変更し、交互尋問方式を採ることも可能であり、それが望ましいと言える。また、交互尋問方式が主流になれば、将来の法改正もありうると思われる。これは先に述べた職権証拠調べに関する第 124 条 2 項についても同様で、将来的にはこの規定も削除されるか、職権証拠調べをより限定的にすることが望まれる。民訴法作業部会においても、これらの点を念頭におき、将来の改正を示唆しながら、補助的な上記の規定を置くという議論がなされた。

4-2-2 強制執行

強制執行法（第 6 編）の最大の特徴は、不動産執行に関し引受主義を採用したことであろう（第 431 条、第 449 条等）。起草時の議論では、カンボジアにおいては、不動産上の負担がすべて登記から確実に把握できるとは限らないという現状を考慮し、差押えに対抗できる権利者の地位を動かさず、不本意な回収を強いることもないという引受主義の利点を重視した上で、原則として引受主義を採用することになった。しかし、不動産上の負担が登記簿上明らかではないということは、物件明細書の作成が困難であることを意味し、ひいては最低売却価額の決定も困難であることを意味する。また、引受主義の採用は、買受人の地位を不安定にさせるため、消除主義を採るべきという意見もカンボジア側から出ることが予想されたが、さほど大きな議論にはならなかった。

第二の特徴は、担保権実行を強制執行の一形態ととらえ（第 334 条）、担保権実行についても原則通常金銭執行の規定を適用しつつ、担保権実行の特則（第 6 編第 3 章）を設けたことである。

また、フランスが支援した刑事訴訟法には附帯私訴の制度が採用されている

(刑事訴訟法第 13 条以下) ため、刑事事件の被害者等への民事の損害賠償を命ずる判決についても、執行名義として民事訴訟法により強制執行が可能とした(民事訴訟法第 350 条 2 項 1 号)。その他、先行して整備された労働仲裁制度³⁵における仲裁判断の執行、2001 年に公布された外国仲裁判断の承認及び執行に関する法律の立法動向を踏まえた内容になっている。

なお、1992 年の民事判決の執行に関する法律においては、金銭の支払いを目的とする請求権のための強制執行の手続のみを定めていたのに対し、民事訴訟法においては、物の引渡し等の非金銭執行についての規定(第 524 条以下)も含まれた。

4-2-3 民事保全

民事保全法(第 7 編)も、民事訴訟法のその他の部分と同じく、日本の民事保全法に類似したものとなっている。ただし、仮処分については、実体法上どのような請求権の保全が必要となるか明らかではない部分も多かったため、その執行については規定を簡素化した(第 570 条)。

³⁵ 労働仲裁は、カンボジア王国において初めて導入された制度的な仲裁であり、集团的労使紛争の裁判外での解決として現在までに多くの実績を残し、高く評価されている。導入にあたっては国際労働機関(ILO)が技術支援を行った。詳しくは、<http://www.arbitrationcouncil.org/>を参照。

第 5 章 法律概念、法律用語、翻訳上の問題

民法については、1920 年のカンボジア旧民法の用語を多く取り入れた。旧民法は、フランス語及びクメール語の条文が存在していたため、法律概念や用語については、比較的親和性の高い日本語とフランス語で共通する概念・用語を参照し、旧民法において用いられている概念・用語と対照して、クメール語の概念・用語を選んでいくという作業を行った。このため、概念の正確性については一定の水準が保たれた反面、1979 年以降の法律において用いられている概念・用語との相違が生じている。他方、民事訴訟法については、同様にフランス語とクメール語の条文が存在している旧民事訴訟法と類似する手続については、極力旧民事訴訟法で用いられている概念・用語をそのまま採用したが、弁論準備手続及び口頭弁論を中心とする判決手続は従前のカンボジアには存在していなかったため、新たな概念・用語を多く創出することが求められた。その結果、従前の手続に慣れた法曹実務家にとっては全く新しい概念・用語が頻出することとなったが、その反面、従前の概念に左右されずに新し手続を理解できるという利点が生じた。

翻訳をめぐるもう一つの問題は、条文の英訳を作成するか否かという点であった。日本語からクメール語への翻訳に上記のような制約があることから、日本語原案を一度英訳し、それをクメール語訳するという方法も検討されたが、日本語の法律概念を英訳することにより英米法の概念が入りこみ、それが英語からクメール語に翻訳する際の障害になるという懸念が大きかったため、クメール語への条文翻訳の方法としては英訳の介在は採用されなかった。しかしながら、翻訳の際の英米法の概念の介在という問題とは別に、起草作業が本格化するにつれて、他省庁及びそれを支援するドナーに対して民法及び民事訴訟法の内容を開示する実際上の必要性が高まったことから、現地独自の作業として、仮訳としての英訳を行うことが避けられなくなった。このように、他法案との調整の観点等からも、徐々に英訳の必要性が認識されるようになり、英訳作成がプロジェクトの正式な活動となった。

第 6 章 フェーズ 2 開始まで（2003 年 4 月～2004 年 3 月）

フェーズ 1 終了後、フェーズ 2 開始までは約 1 年を要した。フェーズ 2 の活動内容に関して日本国内における関係者間の意見調整やカンボジア側の体制整備のための時間が必要であったこと、2003 年 7 月のカンボジア国民議会議員選挙の後、新政権による司法大臣の任命を待って R/D を締結する方が得策という意向が日本側に働いたことがその理由である。このうち前者については、王立裁判官・検察官養成校に対する支援をフェーズ 2 に組み込むかどうかをめぐって、国内での支援体制の調整や、また、カンボジア側でもカウンターパートが異なるため、一つのプロジェクトとしてまとめる作業が必要となり、結局フェーズ 1 終了後すぐにフェーズ 2 を開始できなかった。（法曹養成に関しては、後に裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトとして実施されることになった。）

なお、政権発足の遅れに関しては、当初 5 月に R/D 締結の予定であったところ、国民議会議員選挙前に政治的な宣伝に利用される可能性があるとの懸念から、政権が発足する予定であった 9 月に延期され、政権の発足を待つことにしたものの、選挙結果を巡って与野党が対立し、組閣のための話し合いも行われないう状態が長期間続いたため（新政権発足は選挙後 1 年経った 2004 年 7 月までずれ込んだ）、結局新政権の発足を待たずに 2004 年 4 月に R/D 署名を行った。

したがって、2003 年 4 月から 2004 年 3 月までは、プロジェクトとして活動を行っていた期間ではなかったため、フェーズ 1 の活動から派生した活動を、必要に応じてフェーズ 2 に向けた準備として行っていた。具体的には、閣僚評議会に提出された民事訴訟法草案・民法草案の審議をめぐる調整（特に民事訴訟法については、閣僚評議会法律家委員会において、同委員会委員で元控訴裁判所長官のヘン＝チー氏が委員会審議に先立つプレ・レビューを行っていた）、フェーズ 2 におけるプロジェクト活動の立案・準備、民事訴訟法草案にかかる普及セミナーの開催支援、民事訴訟法経過規定の検討、民法施行法（手続法編）・人事訴訟法の起草、商事裁判所法草案・土地法・担保取引法草案と民法の調整などである。

特記すべきは、民事訴訟法草案にかかる普及セミナーの実施である。これは、イ＝ダン次官の強い要請により実現したものであるが、民事訴訟法が大臣会議及び国会で審議され、いずれは適用になることを見越して、劇的に変化する民事訴訟実務に裁判官たちが対応するために、新しい民事訴訟手続とその基本原則について前倒しで現場の裁判官たちに周知させることを目的としたものである。このため、2003 年 12 月にプノンペンにおいて、プノンペン及び近隣の州裁判所の裁判官を集め、日本の民訴法作業部会長の竹下守夫駿河台大学学長（当

時)及び3名の部会委員が参加してセミナーを行い、その後そのセミナーの内容(当事者主義等民事訴訟法草案の基本原理及び第一審の訴訟手続の流れ)をもとに、全国5か所で司法省主催によるセミナーを行った。起草に関与した裁判官以外に民事訴訟法草案の内容を伝え、来るべき適用に向けての議論を行ったのは、2002年10月に行われた式典の色彩の強い記念セミナーを除いては、これが最初の機会であった。

また、民事訴訟法の経過規定については、2003年度前半までに日本側の起草作業がほぼ終了し、年度後半からは用語確定会議が精力的に行われた。その結果、経過規定・適用期日に関する規定・既存の法令の改廃についての規定は、附則ではなく、民事訴訟法本則に独立の編を設けたいという要望がカンボジア側から出された。これは、附則という立法慣行がカンボジアの法制度にはこれまでなかったことを理由とするものであった。これに対し、日本側は、経過規定等はあくまでも適用後一定期間のみ必要なものであり、本則とは性質の異なるものとして、附則のまま残す方が望ましいという意見を提示した。また、今後、他の法律の立法にあたっては、附則という立法技術をカンボジアに定着させることが望ましいという日本側の主張にカンボジア側(司法省)も同意し、すでに閣僚評議会に提出した本則に追加する形で附則を提出した³⁶。

なお、カンボジア憲法第93条第1項では、国王の審署により公布された法律は、原則としてプノンペン市においては国王による審署の日から10日後に、その他の地域においては審署の日から20日後に、自動的に施行されることとされている。このため、何の手当てもしなければ、民事訴訟法も公布後20日後にはカンボジア全土で施行されてしまうことから、施行とは別に「適用」という概念を生み出し、施行はされるが実際には適用されないという状態を作り出すことで、民事訴訟法適用に必要な関連法令の整備をその間に行うこととなった。従前のカンボジアにおいては、施行された法律の一部について、実際の適用を一定期間停止する例はあったが、正面から「適用」という概念を作り出して、法律のすべてについて施行後適用まで一定の期間を設けるとした例は初めてである。以後、プロジェクトの枠組みで起草した民法についてもこの制度を採用したほか、フランスの支援を受けて司法省が起草した刑法にも同様の規定が設けられることとなった。

³⁶ しかし、閣議にかける直前になって、やはり附則という立法形式はカンボジアになじまないという意見が他省庁からも多く出された結果、2005年6月に行われた閣議では、附則ではなく本則に埋め込む形で草案が承認され、国会に提出されることとなった。

第 7 章 フェーズ 2 (2004 年 4 月～2008 年 3 月)

2004 年 4 月に R/D が締結された「法制度整備プロジェクト(フェーズ 2)」は、民法・民事訴訟法の立法化支援、関連法令の起草及び人材育成をその活動内容としていた。このうち、立法化支援に関しては、主にカンボジア司法省が立法過程、すなわち閣僚評議会立法化委員会、省庁間協議、閣議、国民議会立法委員会、国民議会本会議、上院立法委員会及び上院本会議における議論をリードし、日本側は関係各機関からの法案修正要求に対し、司法省で対応できない部分のみをフォローするという体制を採った。民法、民事訴訟法ともに大きな修正要求がなされることはほとんどなかったが、唯一の大きな例外は後述する民法と土地法の調整を受けての民法草案の修正の要否検討作業であり、これには多くの時間が割かれた。また、担保取引法に関しても、民法に適合するように草案の修正の働きかけを行ったが、これは奏功しなかった。

関連法令の起草については、民法については民法の適用に関する法律、民事訴訟法については、下記 7-3、7-4 に掲げる法令の起草支援を行った。

以下、個別の事項について述べる。

7-1 民法と土地法との調整³⁷

2001 年に公布された土地法は、所有権の売買契約については公証された契約書を要求する要式主義を、所有権の移転については登記を要件とする効力要件主義を採用しているように読める。この点については、次の点が指摘できる。フランス民法 1583 条は「売買は、物がいまだ引き渡されておらず代金がいまだ支払われていない場合であっても、物及び代金について合意するときから当事者間において完全であり、買主は、売主に対する関係で当然に所有権を取得する。」と定め、意思の合致のみによって所有権は移転するという物権変動の意思主義の立場を明確にしている。これに対してカンボジア旧民法にはそのような規定はなく、1038 条は「不動産については、所有権の売主から買主への移転は、売買契約書が認証、押印され、イマトリキュレーション又は登記簿に登記された時から、正当で (tuk chea tremtruv) あり、第三者が異議を申し立てられないものとする (下線筆者)。」と定めている。この規定を文字通りに解釈すれば、第三者に対する対抗要件として登記を挙げていると理解することができるが、現代のカンボジア人法律家たちの多くは、これをもって、登記が所有権移転の効力要件だと定めたと解釈し、同様の規定を持つ 1992 年土地法、2001 年土地法も、登記を所有権移転の効力要件としていると理解している。ちなみに、保護領時代のフランス語の旧民法は「n'est opposable aux tiers」という規定ぶり

³⁷ 本節の記述についてはその多くが坂野 (2007) と重複する。

であり、「正当で (*tuk chea tremtruv*)」という語はない。独立にともなう法律正文のフランス語からクメール語への翻訳にあたって、この語が追加されたことが分かる。

そもそも土地法起草は、アジア開発銀行が農業セクターへの融資をするためのコンディショナリティーとしてカンボジア政府に課されたものであった³⁸。起草を担当した土地登記局は、当初農業省の管轄下にあったものが1994年に閣僚評議会に移され、さらに1999年に新設された国土管理都市計画建設省の所管になったという経緯を持っている。これは、1989年に公布された「カンボジア市民への住居についての権利の付与に関する閣僚評議会令第25号」によって、宅地の所有権が部分的に認められたのに対し、農地については私的所有権の認定が遅れていたことと無関係ではない。1992年土地法第19条は、所有権は宅地についてのみ認められると定めていたことから、農地の所有権を認める法的根拠を作り出すために、1992年土地法の全面改正が必要とされていたという背景があり、そのニーズに応えるために農業省の中で1992年土地法の改正作業が始まったものの、宅地、農地を問わず、原所有権認定に必要な不可欠な登記制度が完備されていない中で、農地についてのみ所有権を認定することが不合理であることに気づいたカンボジア政府が、包括的な法律の起草を望んだと考えられる。

ともあれ、不動産売買契約に要式主義を、不動産所有権の移転について登記を効力要件とすることを採用したかに読める土地法が2001年に公布されたものの、前述のように民法草案は、諾成契約の原則と登記を不動産物権変動の対抗要件とするという原則を維持したまま閣僚評議会に提出された、これに対し、2002年末になって、ドナーの側から民法草案への反対意見が示された。アジア開発銀行は、世界銀行、ドイツ技術協力公社らとともに、国土管理都市計画建設省の土地管理行政プロジェクト (Land Management and Administration Project, LMAP) に対する支援を行っており³⁹、具体的には、アジア開発銀行とコンサルタント契約を締結した East West Management Institute (EWMI) が、同プロジェクトにおいて、2001年土地法の施行にかかる支援を実施していた⁴⁰。アジア開発銀行及びEWMIは、2001年土地法は土地登記と所有権の所在が完全に一致するトーレンスシステムを導入したものであると主張し、民法草案は、2001年土地法施行の妨げとなると反発すると同時に、土地法の教科書を発行して広く法律実務家、大学生らに配布し、オープンセミナーを開催するなどして、自

³⁸ アジア開発銀行では「農業政策改革支援、Agricultural Policy Reform Support (TA-2591-CAM)」という名称のプロジェクトであった (Law and Development Bulletin, Vol. IV No. 1, ADB, 1998 参照)。

³⁹ 土地法施行プロジェクトフェーズ1及びフェーズ2、Implementation of Land Legislation (TA-3577 CAM), Implementation of Land Legislation Phase 2 (TA-4181-CAM)

⁴⁰ 1998年当時の司法省、土地登記局及びJICAの間の議論、1998年から2002年までの土地法と民法との調整作業について、EWMIの担当者には十分に認識・理解されていなかった。

らの主張を宣伝することに努めた⁴¹。

これに対し、日本側は、従前の調整の成果を強調し、登記を不動産物権変動の対抗要件とするという認識がカンボジア内部で醸成されていると主張した。こうして、司法省と地籍地理総局との間での入念な調整作業の成果は活かされることなく、事態は、「司法省対国土管理都市計画建設省」というカンボジア政府内での論争、さらには「日本対アジア開発銀行」というドナー間論争にまで発展した。政治的な解決を模索したソク＝アン上級大臣（当時、現在は副首相）兼閣僚評議会担当大臣は、問題が高度に技術的であることを考慮し、ドナー間で調整するよう日本側、アジア開発銀行（及び LMAP に関与する他ドナー）に要請した。

この要請を受けて、日本側と世界銀行・アジア開発銀行との本格的な協議が、ワシントンDCの世界銀行本部において2004年8月30日及び31日に行われた。本協議には、日本側からは、民法作業部会委員長及び同委員が参加した。その結果、次の事項につき合意が形成された。すなわち、①土地法の私法規定を民法に移す、②土地所有権の移転を目的とする契約については公正証書を成立要件とする、③すでに原所有権登記がなされた土地に関しては、登記を所有権移転の効力要件とする、④原所有権登記がなされていない土地に関しては、公正証書を「(特別)占有」の移転の効力要件とする、⑤不動産所有権の移転を目的とする契約並びに担保物権の設定及び移転を目的とする契約は、当事者の署名つきの公正証書により作成されなければ効力を生じないが、制限物権の(設定)契約は書面によらなくても成立する、⑦相続については上記のルールを適用しない、⑧民法草案が完成したときには、土地法を土地行政に特化した法律として改正する、⑨上記内容についてアジア開発銀行、JICA 及び世界銀行は、カンボジア政府に説明義務を負う、という9点である⁴²。注目すべきなのは、不動産物権変動の全てについて効力要件主義を採用するのではなく、合意による不動産所有権の移転についてのみ登記を効力要件とし、その合意については公正証書を成立要件としている点である。

民法草案は、この合意に基づいて修正されることとなったが、効力要件主義の採用が限定的であることから、合意による物権変動の原則（第133条）を維持したままで、第135条に特則として「合意による不動産所有権の移転における効力要件」の規定を置き、不動産所有権移転を目的とする契約の要式性については、第336条第2項に特則を置くにとどまった。ワシントンでの本合意に基づく民法条文案の修正は、細かいものを含めるとかなりの数にのぼるが、主

⁴¹ 安田（2005）875-6 ページ。

⁴² JICA カンボジア事務所長からアン＝ヴォンワッタナ司法大臣宛の2004年9月10日付書簡JC16-492に添付された合意文書（原文英語）を要約したもの。

要な修正はこの二点である。

条文では明示されていないが、所有権移転の登記後に当該所有権移転を目的とする契約が無効となった場合または取り消された場合には、所有権ははじめから移転しない。この場合には、真の所有者と登記簿上の名義人が食い違うことになるが、その後に登記簿上の名義人から移転登記を受けた転得者は、登記という対抗要件を具備したことにより、結果的に所有権を獲得することになる⁴³。また、取消前の転得者については、意思表示の瑕疵における第三者保護の規定でカバーする。物権行為の無因性を前提にしたトーレンスシステムとは、この点で異なる。理論的にはやや複雑になるが、国土管理都市計画建設省の担当者も参加した省庁間会議において、修正後の条文案に対する反対意見は表明されず、またアジア開発銀行及び EMMI からも特段の反応はなかった。

一方、現実には広く行われている「(特別)占有」の移転に関しては、ワシントンにおける合意では、公正証書を移転の効力要件としているが、この点については民法草案では特別の手当てを設けていない。民法上は権利の移転の一類型であるが、「(特別)占有」自体が所有権安堵までの過渡的な権利であることから、移転の効力については言及しないこととなった⁴⁴。

また、共有物分割及び遺産分割については、それぞれ合意による持分移転という効果ではあるものの、分割の合意自体は、共有状態の解消を目的とするものであり、持分移転自体を目的とするものではないという解釈が可能であるとした。共有者は共有物全体を使用・収益することができ、共有者が複数いることから、その関係が重層的に共有物の全体に存在しているのを、共有者毎に共有物の各一部に所有権(持分権)を集中するのが共有物分割であると理解しえることから、その場合のテクニックとして持分移転を行うに過ぎないのであり、持分移転自体を目的とするものではない。そうすると、共有者の協議による共有物分割は、その効果に着目すれば合意による所有権(持分権)の移転として第135条の適用の余地があるが、制度目的に着目すると共有状態の解消にあり、同条は適用されないという理解できる。遺産分割についても、同様に理解して第135条の適用はないとした。なお、遺産分割については相続に関することであるため、そもそも上記の合意に拘束されるものではないことから、条文上においても対抗要件主義を採ることを明確化している(第1273条第1項但書)。

⁴³ 2006年1月に行われた本邦研修においてこの議論がなされた。ただし、この点は解釈の問題であり、将来のカンボジアの判例・学説に委ねられる。

⁴⁴ 後に民法の適用に関する法律草案でこの問題を取り扱うこととなる。具体的には、占有権について2001年土地法40条等の規定に基づき登記(sporadic registration)がされた土地については、実質的に所有の対象となる土地と異ならないので、民法の規定を全面的に適用するのが相当であることから、(特別)占有権を、その性質に反しない限り、所有権とみなして民法の規定を適用すると定めた(民法の適用に関する法律草案14条1項)。したがって、(特別)占有権の移転の効力については、不動産所有権の移転に関する民法の規定が適用されることが予定されている。

7-2 民法と担保取引法との調整

担保取引法は、動産及び債権に対する担保権設定の統一的ルールを確立しようとの意図の下、カンボジア商業省がアジア開発銀行の支援を受けて起草したものであるが、実際の起草作業は、アジア開発銀行との間でコンサルタント契約を締結したアメリカ人法律家がほぼ一人で行った。同草案は、ファイリングシステムを導入し、動産及び債権に対して設定された担保権が複数ある場合には、それらの優劣は、すべてファイリングの先後によって決まるとする。これは、民法草案中の合意による動産担保（動産質権及び譲渡担保権）及び債権質に関する規定をすべて死文化するに等しいものであり、日本側は、民法が私法の一般法としてカンボジアの法体系の根幹となるものであることから、それを混乱させる担保取引法草案はカンボジアにとって不利益であると主張した⁴⁵。これに対し、アジア開発銀行の担当者は、ファイリングシステムの導入による動産担保に関する統一的な制度構築が同銀行の融資条件であり、これを変更することはできない旨の回答を寄せた。さらに、カンボジア商業省は、約束されていた司法省との十分な協議を実施することなく、草案を修正しないまま2005年5月に閣議に提出した。

日本側は、これを受けてカンボジア政府への働きかけを行い、一旦は閣議寸前になって、担保取引法案の適用範囲を商人間の取引に限るという妥協案がまとまったかに見えたが、担保取引草案にその内容は盛り込まれず、国会に提出されるに至った。日本側のコメントは国会に提出されたが、コメントは反映されることなく、担保取引法は2007年5月に公布・施行された。結果的に、民法との齟齬は残ることとなり、担保取引法との調整は民法の適用に関する法律で事後的になされることとなった⁴⁶。

7-3 民事訴訟法関連法の整備及び民事訴訟法適用前後の活動

7-3-1 人事訴訟法

人事訴訟法は、フェーズ2開始前の2003年6月の民訴法作業部会で起草方針が検討され、本格的な起草作業が始まった。つまり、民事訴訟法草案が閣僚評議会に提出される見通しが明らかになり、民事訴訟法に関する作業がすべて終わった段階で、日本側のイニシアティブにより起草が始まった形である。この時期は、フェーズ2のR/D締結が遅れたために、プロジェクトがない状態であったが、人事訴訟法は、フェーズ2における主要な立法として、次に述べる民

⁴⁵ 安田（2005），877-8 ページ。

⁴⁶ 具体的には、民法の適用に関する法律（草案）第6章「担保取引」に規定されることとなる。起草作業はフェーズ3になってから行われた。

事非訴訟事件手続法とともに、プロジェクト活動に含まれることが予定されていたことから、前倒しで作業が始まった。

まず、起草の方針として、人事訴訟法を民事訴訟法の特例法と位置づけ、必要最小限度の規定を置くことが、民事訴訟法作業部会において確認された。また、次に述べる民事非訴訟事件手続法とともに、民法の規定により裁判所による裁判が求められる事項のうち、人事訴訟法による裁判（判決手続）及び民事非訴訟事件手続法による裁判（決定手続）を行うものの洗い出し作業が行われた。民事非訴訟手続法による裁判を行う事項については、煩雑で多岐にわたっていることもあり、確定作業に時間を要したが、人事訴訟法による裁判を行う事項については比較的容易に作業が終わり、具体的な条文起草・検討作業が2003年10月から始まった。折しも日本の人事訴訟法の全面改正が2003年であったため、カンボジア人事訴訟法の起草作業に、日本の人事訴訟法改正の際の検討結果が利用される形となり、起草作業は極めて順調に進んだ。

日本側の原案は2004年8月には確定し、同年11月にプノンペンにおいてワークショップが開催された。参加した民事訴訟法作業部会委員からは、民事訴訟法草案の確かな理解のもとに、実例にもとづいて条文案の深い理解を問う質問が多くなされ、カンボジア側の法的理解が非常に進んでいることを感じさせられたとの所感もあった。具体的に議論となったのは、人事訴訟の管轄に関する規定と民事訴訟法第10条、当事者死亡の場合の取扱い、離婚訴訟における和解の問題等であった。

人事訴訟法草案については、カンボジア側の用語確定会議においても特に大きな問題は生じることなかったため、形式的な修正を除いては大幅な修正が加えられることなく、民法の成立を待って、フェーズ2終了直後の2008年4月に閣僚評議会に提出された（なお、民事訴訟法が2007年に適用になったため、民法とともに適用期日を迎える人事訴訟法とは別に、民事訴訟法に基づく新しい民事訴訟手続と従前の婚姻及び家族に関する法律の手続規定との関係についての整理が必要であることが、2006年2月の本邦研修における議論から明らかになったが、これについては後述する）。

7-3-2 民事非訴訟事件手続法及び民事過料手続法

2003年6月、民事訴訟法の特例法として人事訴訟法の起草を行うことが民訴法作業部会で決められたのと同時に、民法草案中、訴訟手続ではない簡易な手続によって裁判されることが予定されている事項につき、必要な裁判手続を定める法律の起草が検討された。定める範囲は、日本の家事審判法と非訟事件手続法の一部にあたるが、あくまでも民法で予定されている裁判事項に限ってその手続を定めるものであることから、当初は「民法適用法（仮称）手続法編」という名称で

起草が始まった。

起草作業の出発点は、民法草案で裁判所の裁判を必要とする事項とされているものの中で訴訟手続によらないものを洗い出す作業であった。両作業部会による協議の結果、カンボジア法制度整備事務局で上記事項の一覧表を作成し、それを民法作業部会において確認するという方法が採用された。

上記の確認作業が民法部会において行われた後、手続規定の起草作業は2004年3月頃から始まった。順調に進んだ起草作業の中で、若干問題となったのが、「民法適用法（仮称）手続法編」の適用対象となる事項をどのように条文中で特定するかという点と、「当事者」の概念を用いることができないという点であった。前者については、適用対象となる事項を別表方式で記載すること（後に管轄裁判所についても別表に含めることになる）とし、後者については、「関係人」の概念を創出することで解決を図った。なお、民事訴訟法における「訴訟行為」に代わり、「手続行為」という概念も創出された。

原案は2005年2月の本邦研修におけるカンボジア側との協議を経て、同年10月頃に完成した。適用対象となる事項とその管轄について未確定の部分はあったものの、この草案をもとに2006年2月の本邦研修において検討が行われ、さらに経過規定について2006年度前半に起草作業がなされて最終案が確定した。

なお、当初、過料の手続についても「民法適用法（仮称）手続法編」に含めることが予定されていた（民法においては第985条及び第1214条に過料の制裁についての規定がある）が、民事訴訟法にも過料の規定が複数存在する（第132条、第140条、第154条等）こと、さらに「民法適用法（仮称）手続法編」にも過料に関する規定があること（民事非訴訟事件手続法第29条）から、民法適用法という名称の法律ではなく、民事過料手続法という独立の法律として分離することとなった。したがって、民法の公布を待つことなく閣僚評議会に草案が提出された結果、国民議会及び上院での審議を経て、2008年3月に公布された。

「民法適用法（仮称）手続法編」については、民法の適用期日や経過規定等を定める「民法の適用に関する法律」に組み込まれることが当初予定されていたが、経過措置と並んで、恒久的に用いられる手続規定が同一の法律中に置かれることが不相当であること等の理由から、独立の法律とすることになり、2006年3月に「民事非訴訟事件手続法」という名称が決められた。同法の対象となる裁判事項及びその管轄を記載した第1条別表については、個別の事項ごとに入念な検討がなされた結果、同年11月に確定した。これを受けて、カンボジア側の用語確定会議は2007年2月から7月にかけて行われたが、内容的に大きな変更点はなかった。用語確定会議の結果を受けて法案の微修正が行われ、民法の成立を待って、最終的にはフェーズ2終了後の2008年4月に閣僚評議会に法案が提出された。

7-3-3 執行官法

執行官法の起草は2005年2月の本邦研修においてカンボジア側との意見交換が行われ、執行官を手数料制の公務員とする方針で同年11月に起草が開始した。日本側の第一次案起草作業は2006年10月に終了したが、2007年1月にアン＝ヴォンワッタナ司法大臣及びヒー＝ソピア司法省次官が訪日した際に、執行官を手数料制の公務員制とする点、手数料の定め方、執行官の職務執行に対する裁判所の監督等についての確認を行い、早期の立法化に向けての努力がなされることになった。カンボジア側の具体的な条文検討作業及び用語確定作業は2007年度後半から行われ、フェーズ3に引き継がれていく。

7-3-4 民事訴訟法適用に必要な省令等

民事訴訟法は2006年5月に国民議会で可決、6月に上院で承認され、同年7月に国王の審署により公布された。フェーズ2開始前からの経過規定及び適用期日に関する検討の結果、民事訴訟法の適用は施行から1年後と定められたため、2007年7月から適用されることとなり、その間に民事訴訟法の適用に必要な省令等を起草することとなった。

まず、民法の関連法令と位置付けられていた供託法がフェーズ2においては起草できなかったことから、訴訟上の担保や執行・保全における担保を立てる手段として供託の制度が利用できないことが判明し、そのため裁判上の寄託という制度を設けなければならなくなった。起草作業は2006年末に始まり、2007年1月には日本語版が完成した。当初は国民の権利義務に関する規定であることから、法律として立法過程に乗せていくことが予定されていたが、2007年7月の民事訴訟法適用に間に合わないことから、当面は司法省令の形で発令することとし、将来的には供託法を検討する際に合わせて立法化または供託法と統一した立法を行うこととした。しかし、技術的な規定が多く、カンボジア側の理解が思うようには進まなかったため、司法省内での検討作業が遅れ、民事訴訟法適用には間に合わなかった。結局、集中的な検討が司法省内で行われたのは2008年に入ってからで、その後の普及作業を経て司法省令として発令されたのはフェーズ3に入ってからであった。

次に、問題となったのは、民事訴訟法の適用後、人事訴訟法が民法とともに適用を迎えるまでの期間、従前の婚姻及び家族に関する法律の手續規定をどう解釈し、人事訴訟に適用するのか、また民事訴訟法のうち人事訴訟に適用されないと解釈すべき規定は何か、という点であった。これは、2006年2月の本邦研修における議論で浮かび上がった問題で、人事訴訟法の附則・経過規定という形での立法では間に合わず、しかしながら婚姻及び家族に関する法律を改正したり、人事訴訟法適用前の時限立法で対処することも現実的ではなかったた

め、人事訴訟法が全面的に適用される前の時期、すなわち、民事訴訟法及び婚姻及び家族に関する法律が重疊的に適用される時期について、各法のうちいずれが優先するかについて、解釈指針を示すこととなった。そのため、婚姻及び家族に関する法律の日本語訳を作成し、逐条の検討を進めるとともに、人事訴訟については民事訴訟法の処分権主義や判決効について修正が必要であることから、人事訴訟について適用除外と解釈すべき民事訴訟法の規定を洗い出し、書面としてまとめた。この作業にはおよそ1年の期間が費やされ、2007年5月に最終版が完成し、民事訴訟法適用直前に全国の裁判所に配布された。

また、執行機関としての執行官の制度がなかったことから、当面は検察官が執行官事務取扱者として動産執行等を行うことがカンボジア側で確認され、そのため執行官事務取扱者に関する司法省令が民事訴訟法適用前に発令された。この省令は、執行官法草案をもとに現地専門家が起草し、カンボジア側が検討したものである。このほか、手数料、費用及び訴額算定基準に関する司法省令、裁判官の転補に関する司法省令、送達報告書に関する郵政電信省との合同省令、少額訴訟に関する民事訴訟法第226条所定の書面、事件の配てんに関するガイドラインが、現地専門家のイニシアティブにより民事訴訟法適用直前に相次いで起草・起案された。

7-4 民法適用法の起草

民法の経過規定についての検討が始まったのは、フェーズ2（2004年4月～2008年3月）が開始される前の2003年10月である。このときには、親族編及び相続編について新法不遡及の原則を採用することが決められている。財産法についての経過規定の検討が始まったのは、2004年2月である。民法作業部会委員が、民法本体のそれぞれの担当部分について経過規定を起草し、それらが出揃った時点で通則部分を検討するという方針が採られた。この方針に基づき、債権譲渡・債務引受、委任、法人、消費貸借、消滅時効、雇用、和解について、2004年4月・5月と議論が行われた。その後、土地法との調整問題が発生したため、経過規定の検討は一時中断した。通則部分も含め経過規定全体の検討が再開したのは2004年8月で、2005年1月までに経過規定部分の原案はほぼ完成し、同年2月の本邦研修でカンボジア側との議論に付された。

民法の適用に関する法律には、経過規定のほか、公正証書、確定日付及び隔地者間の意思表示に関する実質的な規定を設ける必要があり⁴⁷、実際に利用できる制度を調査するために、民法作業部会委員による調査が2005年8月に行われ

⁴⁷ 確定日付が予定されている規定は、民法第459条（弁済による代位）第3項、第503条（指名債権譲渡の対抗要件）第2項、民事訴訟法413条（売却を命ずる決定）第9項等が、公正証書が予定されている規定は、民法第336条（申込と承諾による契約成立）第2項、第516条（売買契約の成立）、民事訴訟法第350条（執行名義）第2項第六号等がある。

た。旧民法では、第 945 条において、公正証書とは、公証人作成の証書及び行政による認証を受けた書面をいうと定めていたが、1979 年以降は公証人の制度が整備されておらず⁴⁸、土地法第 65 条にいう authentic document は、土地法附録の lexicon（用語集）によれば、公証人により作成された公証人証書を指していない。したがって、民法の適用に関する法律においても、従前の慣行を追認する形で公正証書を定義することとなった。また、土地法から引き継ぐ不動産に関する物権変動の規定のほかにも、公正証書遺言等について運用を可能にするため、公証人事務取扱者の規定を置くことになった。隔地者間の意思表示に関しては、郵政電信省との協議により、書留を利用する規定が用意された。このほか、実質的な規定については、2007 年半ばに制限利息に関する規定が追加された。なお、土地法に基づき不動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書が発行された土地に関する民法上の取扱いについて議論がなされるのは、フェーズ 3 に入ってからである。

既存の法令の改廃に関する規定も、2005 年半ばまでにはほぼ完成した。このうち、土地法の一部改正に関する規定は、国土管理都市計画建設省から大きな抵抗が示されることが予想されたため、起草段階ではあえて司法省内における草案にとどめ、国土管理都市計画建設省とは慎重に協議をすすめることとなった。この協議は以後フェーズ 3 に引き継がれていった。

2006 年に入ると、法人登記及び夫婦財産契約登記についての手当が必要であることが判明し、それぞれの所管及び基本的な事項について民法の適用に関する法律で規定し、細則については司法省令に委ねることとなった。

なお、民法の適用に関する法律については、カンボジア側での検討及び用語確定作業はフェーズ 3 に入ってから作業となった。

7-5 他法案との関係

7-5-1 国際養子縁組法

国際養子縁組法は、社会福祉労働職業訓練青年更生省（現在の名称は社会福祉職業訓練青年更生省、以下「社会福祉省」）が 1996 年頃から UNICEF の支援⁴⁹を受けて起草を開始した法律である。婚姻及び家族に関する法律には養子縁組に関する規定はあるものの、外国人が養親となる縁組において人身売買等を目的とする偽装縁組や養子の虐待等の問題が顕在化したことから、外国人が養親となる縁組について特別な要件・手続の必要性が高まり、起草が始まったものである。また、立法には時間がかかることが予想されたため、暫定的に 2001 年に

⁴⁸ 2002 年の大臣会議令により公証人が 1 名任命されていたものの、公証人制度の根拠となる法条は現在まで存在しない。詳しくは、カンボジア法整備第 2 次事前調査結果報告（2003）を参照。

⁴⁹ The Country Programme 2006-2010, Child Protection

は「外国人による孤児の乳幼児又は子供の養子縁組に関する大臣会議令第 29 号」が発令されている。

社会福祉省は、2005 年半ばまでに草案を完成させ、閣僚評議会に同草案を提出したが、養子縁組の要件及び効果について民法との抵触が、縁組の許可について、裁判所ではなく行政による手続であるため民法及び民事非訴訟事件手続法と抵触することが判明し、司法省、外務国際協力省、内務省、閣僚評議会の実務レベル協議が行われることとなり、UNICEF 及び JICA も協議に招かれた。このうち、養子縁組の要件及び効果については、民法の完全養子縁組の規定をもとに、特則を定めることで関係者間の意見は一致したが、手続については、閣僚評議会が行政による手続の採用を強く主張したため、意見がまとまらなかった。そこで、行政による許可、裁判所による許可という 2 種の手続案を併記して、手続規定の起草作業をすすめることになり、後者の案について日本側が現地専門家を中心にアドバイスを行うこととなった。その結果、民事非訴訟事件手続法（及び民法）よりも国際養子縁組法の方が早く適応される見込みであったことから、民事非訴訟事件手続法の内容を先取りする形で国際養子縁組法草案に類似の手続規定が設けられるとともに、それらの規定が行政による許可手続に優ることが関係者間で共有されるに至った⁵⁰。

7-5-2 刑事訴訟法

フランスが起草支援を行っていた刑事訴訟法草案は 2004 年 10 月には閣僚評議会に提出されていたが、その内容に不備があるという理由で、フランス側の担当者が交代したのを機に見直しを行うことになった。民訴法作業部会委員は、これまで刑事訴訟手続に従前の附帯私訴が残ることを前提に、民事賠償を命ずる刑事判決の執行に関する規定を設け、また、私訴について別途民事の訴えが提起され、刑事事件と同時に係属した際の民事手続の裁量中止の規定を設けていた。フランス側の刑事訴訟法草案見直しにあたって、日本側よりさらに詳細な民事訴訟法草案との調整を提案し、2004 年 10 月から 12 月にかけて、司法省の両法案起草メンバーとともに協議を行った。

その結果、民事事件と刑事事件が同時に係属した場合の民事手続の裁量中止については刑事訴訟法草案にも同様の規定を置くことになり（刑事訴訟法 22 条）、事件の分配に関しても民事訴訟法と同様の規定を置くことになった。また刑事訴訟における附帯私訴原告の代理については、民事訴訟法第 53 条と異なり、弁護士のほか、代理権を配偶者及び直系血族に認めていた点につき、フランス側

⁵⁰ その理由としては、やがて適用される民法による国内養子縁組が裁判所の許可を必要とすることとの整合性があることと、行政による許可における不服申立ての手続が不明瞭であったことが挙げられる。なお、国際養子縁組法は 2009 年に公布されるに至ったが、同法に基づく実際の縁組は開始しておらず、2012 年 4 月以降に実施される見込みである。

とも協議の上、弁護士に限るべきとの意見を提出し、受け入れられた⁵¹。

7-5-3 Domestic Violence (DV) 法

家庭内暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV 法」）は、2005 年 10 月に公布された法律であるが、起草の開始は 2001 年頃であり、当初はアメリカ人法律家が起草を支援し、2002 年には完成した DV 法草案が閣議決定を経て国民議会に提出されたものの可決には至らず、2003 年の国民議会議員選挙を経て、2004 年 7 月に女性省に差し戻されていた。草案が閣僚評議会に再提出されたのは 2004 年 11 月であるが、その頃から同草案の立法化支援に着手したドイツ開発公社（GTZ、現在はドイツ国際協力公社）及びドイツ国際移民開発センター（CIM）の担当者（ドイツの裁判官）が、同草案中の保護命令発令に関する規定が刑事訴訟法に基づいたものであることに気づき、女性省大臣に民事保全に準じた手続に修正するよう提案したが聞き入れられなかったため、民事訴訟法起草を支援していた JICA に助言を求めてきた。これを受けて、2005 年 5 月に女性省大臣、ドイツ大使、CIM の担当者及び現地専門家による会談が開かれ、CIM 担当者及び現地専門家から、保護命令発令手続には迅速性が要求されることから、厳格な証拠に基づく判断が必要な刑事訴訟法に基づくものではなく、簡易な証明方法である疎明により裁判が行なえる民事訴訟法の民事保全手続に準ずるものとして、その性格を説明し、女性省大臣もこれに応じたことで、国民議会本会議前の法案修正が実現した（DV 法 20 条参照）。

7-5-4 裁判所構成法草案

裁判所構成法草案に対しては、フェーズ 1 においても 2000 年 11 月に民訴法作業部会よりコメントが提出されている。その後、同草案は、後述の商事裁判所法草案との関係が未整理であったことや、行政事件について現行の司法とは別個に、フランスのコンセイユデタ方式を導入したいとするカンボジア内の勢力との駆け引きにより、司法省から閣僚評議会に提出されたものの、閣僚評議会から司法省に差し戻されていた。2004 年 10 月に当時の草案に対して民訴法作業部会からさらなるコメントが出され、ある程度草案に反映された。司法省内での草案の再検討作業が本格化したのは 2005 年に入ってからで、法制度司法制度改革評議会において優先度の高い法律と位置付けられたことから、8 月に司法省内にワーキンググループ（附属資料 1）が設置された。ワーキンググループには現地専門家も適宜参加し、主に民事訴訟法との整合性を図る観点から意

⁵¹ただし、成立した刑事訴訟法では、結局、配偶者及び直系血族にも代理権が認められている（同法 313 条、416 条、422 条）。特に地方において弁護士が少ないことをカンボジア側が問題視していたことによるものと思われる。

見を述べた。ワーキンググループでの検討作業は2006年7月まで続けられ、除斥・忌避事由、判決効、上訴制限、破棄判決の拘束力等に関する日本側のコメントはほぼすべて採用された⁵²。

7-5-5 商事裁判所法草案⁵³

商事裁判所法草案は、商業省がカナダ国際開発庁（CIDA）の技術支援を受けて2003年に第一次草案として起草されたものである。カンボジアは、2003年9月のカンクン閣僚会議において後発発展途上国としては初めてWTOに加盟が認められたが、加盟議定書（2004年に国会批准）において、商事裁判所の設置が加盟にあたってのコミットメントとされた。商事裁判所設置の根拠法となる商事裁判所法については、2003年の第一次案起草後、アジア開発銀行（ADB）、国連開発計画（UNDP）らが次々と技術支援を供与して立法化を進めているが、現在（2012年1月）まで法律として公布されるには至っていない。

同草案起草の背景には、カンボジアにおける民事裁判が、裁判官の汚職、手続の不明確性（起草開始当時は民事訴訟法も未成立）などの理由により、国民の信頼を得られておらず、海外投資家にとっても安心して投資ができない状況にあることから、一般の民事裁判とは別に、投資家が関係する商事分野に特化した裁判所を設置し、そこにおいては少なくとも公平・迅速な裁判が行われるようにすべきだという考え方がある。通常民事裁判全般を改善するための制度構築、裁判官の待遇改善、法曹教育の拡充という長期的な取組みを言わば回避して、短期的な効果を狙った「ファストトラック的」な方針だと言える。

現在入手可能な2007年12月段階での草案によれば、商事裁判所法案は全7章（総則、商事裁判所の構成、検察、権限、手続、経過規定、最終条項）、30ヶ条で構成されている。2003年の第一次案から起草担当者や起草を支援した外国人コンサルタントが何度も交代し、そのたびに内容が修正されたためか、章番号や条文番号についての不備及び一部内容面で一貫していない箇所が見受けられる。

草案は商事裁判所を第一審の裁判所として設置し、商人間の商取引に関する紛争（法案3条1号）並びに商業活動、生産、サービス、銀行金融、運送、知的財産に関する法律の適用に関する紛争（同2号）に対する専属管轄を有するとしている。裁判体は職業裁判官2名に加え、司法省、商業省、経済財務省、国立銀行、商工会議所の代表らからなる委員会により選任されるアドバイザリ裁判官1名が予定されている。手続は、民事については民事訴訟法、刑事につ

⁵² 2012年1月現在、裁判所構成法は成立していない。

⁵³ 本節の内容は、2011年5月の法社会学会ミニシンポジウム「アジア諸国の民事紛争解決と法整備支援—映し出された日本像」における坂野報告「カンボジア民事訴訟法典と商事裁判所法草案」による。

いては刑事訴訟法が可及的に適用されると規定されているが、評議について少数意見を商事裁判所所長に報告できるなどの特則がある。

草案の第一の問題は、司法権の独立に関する問題である。カンボジア王国憲法は、裁判官は司法官職高等評議会が推薦し、国王の勅令により任命されると定めているが、商事裁判所法案においては、アドバイザー裁判官は行政を中心とする委員会の推挙により政令で任命されるとされている。司法官の任命につき行政機関が関与するという憲法上の問題点については、日本側は問題点を指摘するとどめ、カンボジアにおける解決に委ねた。

次の問題は、裁判所構成法草案との関係である。カンボジアにおいては、1993年の裁判所構成法を改正する法律草案が1990年代後半以降継続的に検討されており、2000年に司法省が裁判所構成草案を閣僚評議会に提出した。しかし、この裁判所構成法草案では、第一審の裁判所である始審裁判所内に、行政部、労働部とともに商事部を設置することを予定しており、商事裁判所法草案との調整が全くなされていない。裁判所構成法草案は閣僚評議会から司法省への差戻し、司法省による再提出を何度か繰り返して、2006年に最終案として閣僚評議会に提出されているが、その中においても商事部の規定が残っており、今後の調整の目途は不明である。

第三の問題は、事物管轄についてである。2007年12月の草案においては、商人と非商人との間の取引に関する紛争を商事裁判所の管轄とするという規定は削除されたが、商業活動、生産、サービス、銀行金融、運送、知的財産に関する法律の適用に関する紛争は、なお商事裁判所の専属管轄とされており、これらの紛争の当事者に関しては双方が商人という限定がないことから、管轄のある事件は膨大な数になることが予想される。しかしながら、商事裁判所は当面は首都プノンペンに一ヶ所設置されるのみであり、当事者にとって真に公平で迅速な裁判が期待できるかどうかという点で大きな疑問が残っている。

2003年以来、カンボジア司法省の民事訴訟法起草ワーキング・グループは、日本側の民事訴訟法作業部会と密接に連携をとり、商事裁判所法草案に対して幾度となくコメントを提出し、一定の成果を上げた。その中には、商事裁判所の手続における民事訴訟法の可及的適用、商事裁判所の管轄の合理的な制限等が含まれており、民事訴訟法に基づく通常の民事裁判の存在を全く骨抜きにしてしまうような商事裁判所の設置は避けることができたと思われる。しかし、憲法上の問題や、一般法と特別法の関係、立法の基本原則という根本的な問題は解決されておらず、このままの形で商事裁判所法が成立し、商事裁判所が設置されれば、カンボジアの法体系全体の統一性に与える影響は大きい。

7-6 普及活動（新法理解教育）

フェーズ2の後半においては、民事訴訟法の普及活動（新法理解教育）が集中的に行われた。まず、2007年3月に民訴法作業部会委員を日本から派遣して、司法省主催の最高裁判所・控訴裁判所向けのセミナーを、上訴手続をテーマに3日間開催した。また、3月から6月にかけて、王立司法学院（RAJP）王立裁判官検察官養成校（RSJP）で新たにプログラム化された継続教育の一環として、全国の始審裁判所の裁判官・検察官が交代でプノンペンに呼ばれ、1週間の民事訴訟法の教育が行われた。これには司法省次官、控訴裁判所所長及び現地専門家が講師として参加した。これと並行して、4月から8月にかけては、最高裁判所・控訴裁判所の裁判官・検察官向けに8回の連続セミナーが司法省において開催され、現地専門家が講師を務めた。7月には、プノンペン市始審裁判所とプノンペン市が共催で、行政官向けの民事訴訟法セミナーを開催し、現地専門家が招かれて講師を務めた。7月、8月には、RAJP書記官養成校（RSCC）においても、当時実施されていたRSJPプロジェクトと、法制度整備プロジェクトの専門家が連携して、書記官向けに、民事訴訟法のうち書記官事務に特化した講義を行っている。さらに、同年8月から10月にかけては、RSJPにおける継続教育での不足を補うために、司法省主催で判決手続について全国5か所でセミナーを行った。これらのセミナーには始審裁判所の裁判官・検察官・書記官が参加したが、民事訴訟法適用の直後であったため、現場での混乱がかなり多く見られた。2008年1月には、再び民訴法作業部会委員を日本から派遣し、最高裁判所・控訴裁判所向けのセミナーが、上訴における判決をテーマに2日間行われた。また、同年3月からは、民事執行・保全処分についての始審裁判所向けセミナーが始まり、フェーズ3に引き継がれていった。

また、民事訴訟法要説の執筆も行われ、クメール語版への翻訳及び翻訳者と民訴法作業部会との間での修正作業がフェーズ2後半に行われた。このうち第1巻の判決手続編については、フェーズ2期間内にほぼすべての作業が終了し、フェーズ3（2008年4月～2012年3月）に入ってすぐ出版された。

一方、民法についての普及活動は、フェーズ2においてはほとんど行われなかった。これは、民法の内容を理解し普及活動を担うことのできる人材が司法省内には限られており、その数少ない人材も他の公務で多忙であったことを主要因とする。このため、フェーズ2においては、司法省の若手の人材を養成すべく、用語確定会議やその後の条文解説の検討等を行ってきたスタディグループ（フェーズ2の期間中に民法・民事訴訟法立法化コミティとして再編された）とは別に、これまで起草作業に関与していなかった職員10名程度からなるサブコミティを組織し、普及活動を行えるだけの知識をつけるとともに、将来の付属法令の立法を担うことが期待されたが、現地専門家は民事訴訟法の普及活動

や、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、執行官法、民法の適用に関する法律等の立法化作業に忙殺され、サブコミティに対する対応は十分なされなかったため、これらの若手人材の知識、能力の強化はフェーズ3の課題として残された。

第 8 章 まとめ

カンボジアにおける法整備支援の特徴は、内戦の影響により、さまざまな制度も人材も、一から再建しなければならない状況にあった点にある。その過程においては、存在しない制度や人材をとにかく作り上げなければならない緊急性、限られた人材で制度を築くことの物理的な困難やそのことによるカウンターパートのドナー依存度の高さ、各種制度を同時並行で築いていくことに起因する制度間の矛盾調整の困難など、さまざまな点で大きな苦労があったといえる。

以下、カンボジアに対する起草支援の特徴と教訓をいくつか指摘する。

(1) 共同手法と人材育成

カンボジアにおける起草支援においては、日本側に起草作業部会を設置するとともに、現地にも長期専門家を派遣し、また、カンボジア側にもワーキンググループを設置して、両者が共同で、現地の言葉であるクメール語の法案を完成させるという手法を採用した。

支援開始当初は、日本側が要綱草案や法案を作成していったが、日本側が主導しつつも、一方的に日本が起草作業を行うのではなく、カンボジアの法律家と1条1条議論しながら、作業を進めていった。また、協力がフェーズ2、フェーズ3と続くにつれて、徐々に起草作業の軸足をカンボジア側に移している。このように現地の法曹の意見を取り入れながら進めることは、相手国の人材を育成し、徐々に相手国のオーナーシップを醸成していくことにつながったといえ、支援終了後の自立的な法の運用のためにも、非常に重要であると考えられる。

フェーズ1、フェーズ2で日本側とともに起草作業に携わった人材は、司法大臣、司法省次官、最高裁判所裁判官、控訴裁判所所長など、皆その後要職についている。また、クメール・ルージュ特別法廷の裁判官となった者もいる。

(2) 日本側支援体制による総合的コミットメント

カンボジアに対する支援を検討し始めた1995年ごろ、日本は、ベトナムに対する法整備支援をその1年ほど前に開始したばかりであったが、その中で、当時一部のドナーによって行われていたような、短期間派遣されるコンサルタントが簡単な調査を経て英文の法案を作成するという方法とはまったく異なる方法をとった。すなわち、前述のとおり、日本側の作業部会とカンボジア側ワーキンググループが共同で法案を完成させるというものである。

これにより、法整備支援という極めて専門性の高い分野の支援において、日

本の民法・民事訴訟法における第一人者である研究者及び実務家が、日本に拠点を置きつつ、フェーズ1の協力開始当初から継続的に助言を行い、作業部会・アドバイザーグループという形で長期的にコミットする体制が築かれた。日本の民事法制度のみならず、カンボジアの現地の法社会制度事情についての知識も蓄積され、質の面でも充足した支援が可能となったといえる。

支援形態においても、部会委員を中心とした短期専門家によるワークショップや現地セミナー、JICA-Net システムを利用したセミナー、本邦研修等、複数の異なる支援メニューを組み合わせしており、カンボジア側カウンターパートの支援ニーズにさまざまな手段で対応することを可能にした。

(3) 人材育成における配慮

一方で、フェーズ1、フェーズ2で民事法に関する知識と経験を積んだカンボジアの人材は、現在非常に多忙となった。その活躍自体は喜ばしいことである一方、活動が進むにつれて、中核となる職員は他の業務を抱え、関連法令の起草に関与する時間を確保することが困難となっていた。また、残念ながら物故者も何名か存在する。このため、関連法令の起草作業は、民法や民事訴訟法を十分理解していない若手職員を中心に進められることとなり、当初なかなか思うように進捗しなかった。

制度・人材の乏しい国への支援では、緊急に制度を構築する必要性もあり、すでに能力のあるカウンターパートにインプットが偏りがちであるが、長期的視点に立ち、次世代を担う若手人材にも目を配り、その育成に取り組むことが望まれる。

(4) 長期的な支援

紛争の影響により、制度と人材の再建が必要な国においては、長期的な視点で支援に取り組むことが求められる。カンボジアにおいては、現地の法曹と議論の上で日本側が起草した法案を、相手国の言語に翻訳し、趣旨を説明して草案を完成させることを当初の目標とした。

フェーズ1は1年の延長期間をもって起草を終えたが、設定されたスケジュール目標は大変厳しく、日本側、カンボジア側双方の関係者に多大な苦労があった。また、フェーズ1の終了後、閣僚評議会における審議などの現地の立法過程においても、他省庁への説明や修正への対応、他省庁が起草する法令との調整などに支援が必要とされ、プロジェクトが継続されることとなった。フェーズ2、またその後のフェーズ3では、関連法令の起草についても支援が必要とされた。

2012年3月のフェーズ3終了をもって、関連法令を含む起草支援は一段落す

るものの、引き続き、2011年12月から適用を開始した民法と、依然混乱が見られる民事訴訟法を適切に運用していくために、司法省に加えて、法曹人材、大学教員に対象を広げ、人材育成支援を行う予定である。また、不動産登記に関する共同省令の支援も、フェーズ3の活動を引き続き、限定的に継続する予定となっている。

カンボジアに対する支援は、日本側にも経験が乏しく、手探りの状態で始められたため、当初は、ここまで長期的な支援を行うことは明確には想定されていなかった。しかし、基本法の起草支援は、起草のみでは十分でなく、支援した法が適切に運用されるようになるには、立法化、関連法令の整備、人材育成も必要となる。支援する際にも、そのような認識をもって臨むことが求められる。特に人材の層の薄い復興国においては、長期的な視点が求められる。

(5) 使用言語に関する留意点

カンボジアの民法・民事訴訟法の起草支援においては、日本側作業部会の草案や講義は原則として日本語で提供され、それをクメール語に翻訳・通訳する方法で行われた。このことで、双方が母国語を使用して協議をすることができたが、日本語とクメール語の法律用語を通訳・翻訳することのできる人材は非常に限られていたため、その制約が、起草をはじめとするさまざまな活動の進捗にも影響した。

いかなる言語、いかなる内容の通訳・翻訳でも、単に言葉を置き換えて足りることはあり得ないが、特に法律学は、目に見える実態を持ったものはほとんどなく、特定の概念の定義とその解釈によって成り立っている。類似の用語であってもまったく別の意味を持つことも多く、一つの言葉を理解するために、制度の背景の理解までが要求されるなど、法整備支援では、常に通訳・翻訳の困難は付きまとうが、起草支援では特に厳しい正確さが求められる。フェーズ1の初期段階から、長年継続的に関わった数名の優秀な通訳人材がいなければ、カンボジアの起草支援は、成果を達成することはできなかった。

通訳人材を増強する必要性は、支援が開始した後、比較的早い段階から主張されていたが、もともと数少ない特殊言語の通訳人材の中で、案件が開始された。その後、成果が蓄積された段階になってからも、それまでの経緯をふまえて十分に通訳ができるような人材は非常に限られたままであった。カウンターパート人材の育成とも類似するが、長期的な視点に立ち、支援の初期段階から可能な限り多くの人数の通訳人材に関与してもらい、活動の進展とともに学んでもらえるようにしていくことが理想的であるといえる。

(6) 成果の英訳の必要性

上記のとおり、法律用語の通訳・翻訳には大きな困難が伴うが、一方で、カンボジアのように、国の再建のプロセスに多くのドナーが関与している事例では特に、できる限り起草支援している法案を英訳し、適切な段階で他のドナーにも情報共有することが望ましい。カンボジアにおける法整備支援では、法案の英訳はしばらくの間積極的に作成されなかった。これは、法令用語が制度や法体系を踏まえた概念を持つことから、日本と大きく異なる英米法体系の言語である英語に翻訳することは、概念の混乱を招くおそれもあるとの懸念が出されたためである。しかし、そのことによって日本の起草支援の実態がなかなか他のドナーに理解されず、関連法令との調整を難しくする原因ともなった。概念が複雑だからこそ、法案の概要を説明するだけでなく、具体的な法案の英訳を適切な段階で作成し、ドナーにも正確な理解を求めるべきであったとも考えられる。

また、現実にも、日本語とクメール語の通訳人材に限られていたことから、カンボジアにおける長期専門家とカウンターパートのやりとりは、多くの場合、英語とクメール語の通訳を介して行われていた。他国への法整備支援においては、その活動の性質上、異なる言語の壁を越えて支援をする必要があるため、概念の混乱が生じる危険も避けられないことを前提として、正確な理解を求める努力が要求される。

以上、いくつかの主要な教訓を挙げたが、日本のカンボジアに対する民法・民事訴訟法の起草支援は、規模や内容、手法においても、日本にとって類のない経験であり、試行錯誤の連続であった。このことは、今後の日本の法整備支援、特に、カンボジアと同様、内戦その他の紛争によって制度も人材も荒廃してしまった国家に対する支援においても、また他のドナーによる法整備支援においても、大いに参考になるものと考えられる。

【参考文献】

- 今和泉学 (2002) 「長期専門家最終報告書」
- 坂野一生 (1998) 「調査報告書 カンボジア王国における情報収集・分析 (主に『重要政策中枢支援／法制度整備』に関連して)」
- (2007) 「カンボジア民法典と土地法」 (香川孝三・金子由芳編著『法整備支援論—制度構築の国際協力入門』ミネルヴァ書房、118-129 ページ)
- 桜木和代 (1998) 「カンボジア王国『重要政策中枢支援／法制度整備』民法・民訴法関係事前調査報告書」
- 桜木和代 (1999) 「カンボジア王国『重要政策中枢支援／法制度整備』民法・民訴法関係事前調査Ⅱ報告書」
- 竹下守夫 (2004) 「基調講演『カンボディアにおけるドナー間協力の課題』」 ICD News 第 14 号、24-29 ページ
- 新美育文 (2005-2010) 「ODA＝法整備支援の一斑—ベトナムとカンボジアでの経験 (1) ～ (37・完)」 『時の法令』 1729 号～1858 号
- 能見善久 (2006) 「カンボジア民法典と売買法 (シンポジウム 債務不履行—売買の目的物に瑕疵がある場合における買主の救済)」 『比較法研究』 68 号、54-61 ページ
- 野村文月 (2004) 「カンボジア王国涉外養子縁組法案」 (財) アジア・太平洋人権センター [ヒューライツ大阪] 『アジア・太平洋人権レビュー2004』 現代人文社、177-181 ページ
- 松本恒雄 (2010) 「カンボジア民法典の制定とその特色」 『ジュリスト』 1406 号、79-86 ページ
- 安田佳子 (2005) 「カンボジアにおける法整備と法の支配」 『法学新法』 112 巻 1・2 号、849-885 ページ
- (2007) 「カンボジア民事訴訟法と商事特別裁判所」 香川孝三・金子由芳編『法整備支援論—制度構築の国際協力入門』 ミネルヴァ書房、101-118 ページ
- 四本健二 (1998) 「カンボジア王国『重要政策中枢支援／法制度整備』予備調査報告書」
- (2002) 「カンボジアにおける司法改革」 小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』 アジア経済研究所、59-89 ページ
- Fernando, Basil (1998) *Problems Facing the Cambodian Legal System*, Asian Human Rights Commission
- Kai, Sakano & Yasuda (2003) *REPORT ON COMPLETION OF PROJECT "Japanese Cooperation Program for Supporting the Formulation of Key Government Policies in Legal and Judicial Reform", Legal and Judicial Cooperation*

Project Phase I (March 5, 1999 – March 4, 2003)

Koy Neam (1998) *Introduction to the Cambodian Judicial Process*, The Asia Foundation

Kuong Teilee (2010) "Legal Education in Cambodia: shunning the course of history" in S. Steele, S. & Taylor, K. ed., *Legal Education in Asia: Globalization, change and contexts*, Routledge

Ministry of Women's Affairs (2005) *Violence against women: A baseline survey*, Ministry of Women's Affairs

—————(2007) *Explanatory Notes on the Law on the Prevention of Domestic Violence and the Protection of the Victims: Backgrounds, Concepts and Guidelines for Interpretation*, Ministry of Women's Affairs

附属資料

1. ワーキンググループメンバーリスト
2. カンボジア主要法令成立年表

【現ワーキンググループ（民法・民事訴訟法立法担当委員会）メンバー】※2006年現在

アン＝ヴォンワッタナ（Ang Vong Vathana）	司法大臣
イ＝ダン（Y Dan）	司法省次官（Secretary of State）
ヒー＝ソピア（Hy Sophea）	司法省次官（Secretary of State）
チャン＝ソティアヴィ（Chan Sotheavy）	司法省次官補（Undersecretary of State）
モン＝モニチャリヤ（Mong Monichariya）	最高裁判所判事
ユー＝オッタラ（You Ottara）	最高裁判所判事
ユー＝ブンレン（You Bunleng）	控訴裁判所判事
サリー＝ティアラ（Saly Theara）	控訴裁判所判事
サムレット＝ソポル（Samreth Sophal）	控訴裁判所判事
ヒン＝ティリット（Hing Thirith）	ストゥントレン州裁判所判事
チュオン＝テイツ（Chuon Tech）	司法省司法監査総局長
スン＝パニャヴット（Soeung Panhavuth）	司法省検察局長
パエン＝ピッサリー（Pen Pichsaly）	司法省国際局長

【元ワーキンググループ（民法・民事訴訟法立法担当委員会）メンバー】※2006年現在

ニエウ＝シトン（Neav Sithong）	元司法大臣（メンバー当時）， 国会議員
スイ＝ヌー（Suy Nou）	元司法省次官（メンバー当時）， 国会上院関係監査省次官
ソー＝ソペアリー（Sar Sopheary）	元プノンペン市裁判所長（メンバー当時）
パウ＝ソンピー（Pou Samphy）	元司法省国際局長（メンバー当時）， 司法大臣アドバイザー， 閣僚評議会法律家委員会委員

【カンボジア主要法令年表】

1863年	フランス保護国になり、フランス法が導入される
1920年	旧民法成立
1953年	独立
1975年	ポル＝ポト政権、すべての法令廃止
1979年	ヘン＝サムリン政権、以後も内戦継続
1980年	「裁判所の組織及び権限に関する人民革命評議会令第1号」、「犯罪とその処罰に関する人民革命評議会令第2号」成立
1981年	カンブチア人民共和国憲法 公布
1982年	「人民裁判所及び人民検察庁の設置に関する法律」 公布
1984年	「民事手続についての指導に関する司法大臣通達 04/84号」
1985年	最高裁判所設置
1988年	契約及び契約外責任に関する政令一法 38号 公布
1989年	カンボジア国憲法、刑事訴訟法、婚姻家族法 公布
1991年	カンボジアパリ和平協定
1992年	国連カンボジア暫定統治機構（92年3月～93年9月）
	民事判決の執行に関する法律 公布
	「カンボジアにおける暫定統治期間中に適用する司法、犯罪及び刑事手続きに関する規定」 適用
	土地法（1992年土地法） 公布
1993年	裁判所構成法、刑事訴訟法、訴訟費用に関する法律 公布
1993年	カンボジア王国憲法、司法官職高等評議会、憲法院設置
2001年	外国仲裁判断の承認および執行に関する法律 公布
	土地法（2001年土地法） 公布
2005年	家庭内暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 公布
2006年	民事訴訟法 公布（7月）
2007年	刑事訴訟法 公布
	民事訴訟法 適用開始（7月）
	担保取引法（5月）公布・施行
	民法 公布（12月）
2008年	民事過料手続法 公布
2009年	国際養子縁組法 公布
	裁判上の寄託に関する省令 発令
	刑法 公布
2010年	人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法 公布

2011 年	民事訴訟法に関する不動産登記関連の共同省令 発令
	民法適用法 公布（5 月）、民法 適用開始（12 月） 人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法も同時に適用開始

